

國學院大學學術情報リポジトリ

國學院大學図書館所蔵『浅野家伝記』について

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2024-07-03 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 堀越, 祐一 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000646

國學院大學図書館所蔵『浅野家伝記』について

堀越 祐一

はじめに

『浅野家伝記』は、安芸広島藩およびその当主である浅野氏の動静などについて記した書物である。大正十五年（一九二六）二月十九日、元慶應義塾大学名誉教授の水野忠欸氏（一九〇七～一九七四）から國學院大學図書館に寄贈された。図書館では、重要資料を「貴重書」と「準貴重書」に分類していて、『浅野家伝記』は「準貴重書」とされている。これは図書館で定めた貴重図書基準からはずれた和古書群で、その価値が「貴重書」に劣るというわけではない。実際、この『浅野家伝記』は本書以外に写本すら存在せず（『国書総目録』参照）、また内容的にみても、広島藩の内情のみならず、歴代の将軍および幕閣とのやりとりなど、重要な情報が記載されている。

以下、書誌情報と解題について記し、最後に翻刻文を掲げる。翻刻文については、判読できない文字は□とした。また破損により読めない文字は■で、字数が不明の場合は「」で表記した。なお、闕字は一字空け、平出は二字空けとしている。

一 書誌

- 【請求番号】Ⅲ―八五二
- 【冊数】一冊（欠本なし）
- 【表紙】無色
- 【寸法】縦二七・四糎×横一九・五糎
- 【装丁】四ツ目綴
- 【外題】「浅野家伝記」（表紙左上題箋）
- 【内題】なし
- 【表紙見返し】「子爵水野忠欵氏寄贈」（中央題箋）
- 【丁数】六四丁、遊紙二丁
- 【著者】不明（記載なし）
- 【執筆年代】江戸中期
- 【保存状況】虫損あり
- 【本文文字】漢字仮名交じり
- 【書入・貼紙】なし
- 【奥書】なし
- 【その他】最終丁に「大正十五年二月十九日受入」の印あり（数字は書き込み）

二 解題

本書は、浅野氏歴代当主のうち、初代長政以降、幸長・長晟・光晟・綱晟・綱長・吉長まで、七代の長期にわたって記されている。長政く長晟期は書かれた時期から年月の隔たりもあり、また戦乱の時代ゆえに合戦の描写が多いという事情もあって、事実とは認めがたい記述も少なくないが、光晟以降、すなわち江戸安定期に入ってから、概ね信頼の置ける内容となつてみるとみてよいだろう。

浅野長政は豊臣秀吉の古くからの老臣であつたため、その記述は秀吉の部将または奉行人としての活動に多くさかれている。その子幸長は奉行人としては活動せず、もっぱら実戦部隊を率いる指揮官として知られており、記述も小田原攻めから「唐人り」そして関ヶ原合戦までの著名な戦いに関するものがほとんどとなつている。長晟は幸長の弟で、男子のなかつた幸長の跡を継いだが、両度にわたる大坂の陣に参加しているため、紙幅の大半はこれに費やされている。

長政く長晟期に関する記述の特徴としては、徳川家康・同秀忠という二人の將軍から浅野氏へ出された文書の写しが多数収録されているという点であろう。長政に宛てたものは家康書状が二通のみだが、幸長宛にいたつては家康が十通、秀忠も八通にのぼる。幸長は秀忠の砲術の師であつたため、個人的にも親しい関係にあつたことがみてとれよう。長晟宛は家康・秀忠ともに一通ずつである。以下、収録順にその一覽を掲げる。

長政宛

- 1 (慶長五年) 八月二十四日付家康書状
- 2 (慶長五年) 八月二十八日付家康書状

幸長宛

- 1 (慶長四年) 三月十三日付家康書状
- 2 (慶長四年) 閏三月五日付家康書状
- 3 (慶長四年) 閏三月五日付家康書状 (宛所は幸長他六名)
- 4 (年未詳) 七月十六日付秀忠書状
- 5 (慶長七年) 二月五日付秀忠書状^{〔1〕}
- 6 (慶長四年) 三月二日付秀忠書状
- 7 (慶長五年) 八月四日付家康書状
- 8 (慶長五年) 八月十三日付家康書状
- 9 (慶長五年) 八月十三日付秀忠書状
- 10 (慶長五年) 八月二十八日付家康書状
- 11 (慶長五年) 八月二十九日付家康書状
- 12 (慶長五年) 八月二十三日付家康書状
- 13 (慶長五年) 八月二十五日付家康書状 (宛所は幸長他五名)
- 14 (慶長五年) 八月二十六日付家康書状 (宛所は幸長他六名)
- 15 (慶長五年) 九月四日付秀忠書状
- 16 (慶長五年) 九月十八日付秀忠書状
- 17 (慶長五年) 九月二十四日付秀忠書状

18 (慶長五年) 九月二十四日付秀忠書状 (宛所は幸長他四名)

長晟宛

1 (慶長二十年) 四月晦日付家康御内書

2 (慶長二十年) 五月一日付秀忠御内書

これらのうち、十三点ほどある家康文書についてみると、まず長政宛1の文書は『大日本古文書 家わけ第二 浅野家文書』に原本が確認できる(一一一号)。また長政宛2は『譜牒余録』と『浅野考譜』に、幸長宛1と2は『碩田叢史』に、3は『譜牒余録』、7は『浅野家旧記』、8と10、14はいずれも『譜牒余録』に採録されている²⁾。そして長晟宛1も『浅野家文書』(一一八号)に収められているので、本書に収録されている家康文書については、偽文書の類は一切ないとみて差し支えない。秀忠文書については管見に触れないものが多いが、最も信頼の置ける『浅野家文書』に長晟宛2の文書が確認できる(一一七号)。よって著者は、極めて良質の史料を参照しつつ本書を執筆したと考えられるのであり、そのことは本書の史料的价值を判断する上で極めて重要である。

光晟期以降は、藩主の動向のほか、將軍や幕閣との交流についても細かく記されている。広島藩の研究に、本書は大いに活用されてしかるべきであろう。

つぎに、執筆時期について考察する。記事は宝暦二年(一七五二)三月七日条で終わっていることから、筆が擱かれたのはこの時期であろう。それ以降、かなり年月が過ぎてから記されたと考えられなくもないが、その可能性は極めて低い。根拠は享保元年(一七一六)九月十一日条の「公方様將軍 宣下為御祝儀、於 御城 御能見物被 仰付」という一文にある。年次から「公方様」が八代將軍徳川吉宗を指していることは明らかだが、それ以前に登場する將軍は、基本的にすべて院号で書かれている。ところが吉宗についてはそうではなく、死去した後にはじめて「有徳院」

の院号がみえるのである。

前代の家継と時の記録と比較してみよう。正徳三年（一七一三）四月十五日条には「有章院様將軍 宣下為御祝儀、於 御城御能見物被 仰付」とある。先にあげた享保元年九月十一日条と同じ内容だが、將軍の表記の仕方だけは違っている。家継が院号で記されているというのは、この条文が書かれた時には家継はすでに死んでいたことを物語っている。とすれば、次代の吉宗が院号で呼ばれていないというのは、それを記した時点で吉宗が在世していたことを明確に示している。吉宗が死去したのは寛延四年（一七五二）六月二十日だから、本書は少なくともこれ以前に書き始められ、翌年三月に擱筆されたとみてよいだろう。

最後に、伝来過程について考えてみたい。本書が広島藩内部の人物によって書かれたことは、内容からみて間違いない。つまり元々は浅野家の所蔵本であったはずである。それが何故に水野忠欵氏の所有するところとなったのだろうか。

おそらく、本書は忠欵氏が収集したものではなからう。忠欵氏は明治四十年（一九〇七）の生まれで、國學院大學図書館に寄贈された大正十五年（一九二六）では二十歳にも満たないのである。そうなると、忠欵氏以前から水野家に保管されていたと考えるのが妥当であろう。では、いつごろ浅野家蔵から水野家蔵となったのだろうか。

忠欵氏は、天保の改革で著名な水野忠邦の後裔である。家系をさらにさかのぼると、吉宗期の老中であり、本書にもその名が登場する水野忠之に突き当たる。忠之は享保十六年（一七三一）に死去しており、後継者となった忠輝のは元文二年（一七三七）に没し、その子忠辰の没年は宝暦二年（一七五二）である。忠辰の跡を継いだ忠任は長寿で文化八年（一八一二）まで存命している。これ以降、水野家は忠鼎・忠光・忠邦・忠精・忠弘と続き明治に至っている。忠弘には男子がなく、家を継いだのが弟の忠美で、その子が忠欵氏である。

さて、本書は宝暦二年（一七五二）まで記録があるのだから、浅野家から水野家へ渡ったのは忠任以降と思われる。それがいつなのかははっきりしないが、忠鼎（一七四四〜一八一八）の代と考えるのが最も自然であろう。というのは、忠鼎は浅野家の出であるからである。忠鼎は浅野宗恒の次男だが、忠任の養子となつて水野家の家督を継いだ。浅野家を去ることになつた忠鼎に対し、宗恒が「生家である浅野家のことを忘れるな」との意を込めて、本書をはなむけとして贈つたという可能性は、十分にありえるのではなからうか。

三 翻刻

（表紙）

「浅野家伝記」

- 一、浅野家中興の祖彈正少弼長政ハ、尾州織田信長卿に仕へし又右衛門尉長勝養子、本名安井弥兵衛、実ハ長勝甥也、長勝次女を以嫁す、嫡女ハ木下藤吉郎秀吉に嫁、後大閩北の政所なり、長政も始信長卿に仕へ、永禄九^{丙寅}年、信長卿秀吉へ濃州川畔の軍功に依て、三千貫を賜ふ、此時浅野弥兵衛長政を秀吉に附属す、秀吉より長政へ采地百二十貫を与ふ、
- 一、秀吉尾州愛智郡三万石の時、同郡の内修積寺の郷三千石長政に与ふ、
- 一、天正元^{癸酉}年、信長卿滅浅井長政、江州小谷を秀吉に賜ふ、其時浅野弥兵衛、累年賞軍功、同国武佐森山老万石を与ふ、浅井と戦ふ内、弥兵衛長政曾而秀吉の不離前後、戦功度々の内、自身力戦して首を捕も二ヶ度なり、
- 一、同二^{甲戌}年、秀吉江州長浜へ城を移すの後ハ、出陣の度々長政に長浜の城を守らしむ、

- 、同五^丁年、信長卿秀吉に播州を賜、尤未治国なる故、手働次第可伐取之由也、秀吉赴播州の時、長政を二陣とす、東播磨を討從ゆるの時、阿賀四千石を長政に加増す、此節同国の案内者、備前福岡の城主小寺官兵衛（孝・祐一）と専謀軍事、
- 一、同年、同国佐用上月之城を責るの時、長政先として尽粉骨敵を討、家人村上喜助・松原平蔵等力戦して首を捕、
- 一、同六^戊年、同国野口之城（城主長井四郎左衛門）を責る、長政相從ひ城を拔、城主降参す、
- 一、同年秋、同国高砂之城（城主梶川平三兵衛）を羽柴秀吉と長政に責さしむ、是又降参す、
- 一、同年冬、同国別所長治と大に戦、此時長政為三陣力戦し、家人村上喜助・松原平蔵・江田佐左衛門・黒河太郎八・小嶋弥三等首を捕、
- 一、同七^己年、秀吉同国三木之城（城主別所小三郎長治）を責る時、所々附城を構ふ、長政も其一城を守、同国丹生寺之城を責る時、長政先として家人多戦功す、冲安右衛門抽群力戦して、秀吉感状を賜ふ、
- 一、同八^庚年、三木落城、播州平均して秀吉姫路の城に移る、長政度々の取合に、或ハ城を責、或ハ向城の砦を守り、平場の戦に粉骨を尽し、戦功甚多を賞し、同国綱十三万石を加増して、江州と合四万石を領す、
- 一、同年、芸州小早川隆景二万の人数にて、宇喜多直家の舍弟忠家并戸川肥後守（秀女）・波田修理等三千にて籠りし備前児嶋蜂浜（浜）の城を責、城兵力尽て播州姫路に註進しける、秀吉より浅野長政を■将として五千余、兵船に取乗押下り、敵の後を取切に依て、隆景退参、
- 一、同九^辛年、秀吉因幡・伯耆を責給ふの時ハ、長政に姫路之城を守らしむ、
- 一、同十^壬年迄に、秀吉、播磨・但馬・因幡・伯耆・備前・備中都合■ヶ国切從へ給ふ、長政從之毎々戦功あるを被感、備中の内芦守式万石加領す、江州之内・播州綱干と都合六万石を領す、
- 一、同年、秀吉備中に発向す、毛利家と对阵、長政ハ姫路の城を■る、然処、於京都明智日向守光秀叛逆、信長卿御

父子御生害の由告来、毛利家と和睦有、直に上京有之時も、長政猶姫路の城を残り守、国中の政務を預る、

一、同年秋、秀吉切取所之備中之内、悉く毛利家へ返遣に付、前日軍功に依て加領有し同国芦守貳万石の地を転し、城州真木嶋にて貳万石、長政に賜ふ、

一、同十一^{癸未}年正月、秀吉卿上京、長政供奉す、夫々勢州桑名瀧川一益と戦、其後柴田勝家と戦、志津嶽一戦の時も、長政為四陣到越前、柴田家滅亡、佐々陸奥守^(成政)・瀧川一益降和、織田三七^(信孝)殿生害、始終長政供奉、度々先備に有て戦功す、佐久間玄蕃^(盛政)・柴田権六を長政手へ生捕、其後江州瀬田城を賜ふ、

一、同十二^{甲申}年、秀吉卿・織田信雄卿及鉾楯、権現様御馬を被出、此時秀吉、对小牧山構砦、長政守之、

一、同年、秀吉卿、長政に勢田・真木嶋等五万石を転し、江州大津城地六万石を賜ふ、旧領武佐森山共に七万石を領す、其上同国坂本の城并城附四万石の地を長政に被預、

一、同年夏、秀吉卿美濃に赴、加賀野井城を責、長政を將として取巻時に、信雄卿より軍勢二千為加勢籠らる、秀吉卿、長政に命して急に攻、城兵木戸を開、切抜とせしに、長政相支、苦戦して城を抜、

一、天正十三^{乙酉}年、叙従五位下任彈正少弼、今年始て秀吉卿五奉行を定、長政為其第一、

一、同年、秀吉卿擊紀州根来寺僧徒、於泉州岸和田辺、千石堀・積善寺・浜之城三ヶ所を構て拒秀吉卿、其時秀次卿を大将として千石堀を責る、長政副之らる、根来寺へハ堀秀政・筒井順慶・長谷川秀一等を向らるゝに、千石堀より兵を出しさゝゆる時、長政、秀次卿を進発兵、田中筑後守^(吉政)先とし、秀政等も進て戦、城兵不叶引取所を追かけ、直に城を攻、火箭を射かけ、終に落城す、爰にて長政家人福井勘大夫・亀田権兵衛等力戦し、石井彦七抽て相働被疵、

一、同年秋、秀吉卿、佐々陸奥守成政を可討と、前田利家を先登として越中に赴、長政も従ひ、旗本の先手として所々

戦功有り、

一、同十四^丙年、権現様秀吉公と御和睦の御使長政勤之、秀吉公の御妹君、浜松^江御入輿の時、長政供奉仕、此節より 権現様御心安、御懇に被成下しと也、

一、同年、秀吉公、長政に江州大津を転し若狭一国八万五千石余・江州武佐森山合而九万五千石余を賜ふ、小浜の城に住す、

一、権現様、秀吉公と御和睦、始而御上京之時、秀吉公、長政に命して御馳走相勤る、

一、同十五^丁年、秀吉公筑紫御進発、長政供奉す、肥後国無主起一揆、長政に命し鎮之、其後、佐々成政に賜、国中大に背く故、長政に命して成政を自殺せしめ、又肥後に下向し、国中を鎮む、惣而九州平均の後、所々仕置長政奉行せり、

一、同十八^庚年、^(徳川秀忠)台徳院様始而御上洛、秀吉公に御対面、即日長政宅に被為 入、御膳を上る、

一、同年、秀吉公、北条を征伐のため御進発、長政二千の人数にて供奉す、 権現様御居城駿州府中の城に御入有へき由の処、石田三成等虚説を申出し、不被為 入様に相謀るを、長政、秀吉公を強く諫て、遂に城に入らしむ、尤 両君の御心に叶よし、又富士川の渡りへ 権現様より伊奈熊藏^(忠次)を遣され、船橋を作らしむるに、又石田是をさゝゆるを、長政先達而自身渡りて疑なき事を申上げる故、秀吉公御悦有て舟橋を渡御有しと也、 権現様三万余騎の御勢にて 御前備成しを、三成又妨しを、長政力争して秀吉公御疑なき故、小田原速に落去せしと也、

一、天正十八^庚年五月、北条氏直舍弟^(五)田十郎氏房居城武州岩付の城を、長政・木村常陸介重高・山崎志摩守・権現様御家人本多中務少輔忠勝・平岩主計頭親吉・鳥井彦右衛門元忠に命して攻しむ、長政嫡子左京大夫幸長、十五歳にて従之、氏房ハ小田原籠城にて、本丸伊達^(所実)与兵衛、二・三ノ丸妹尾下総守・片岡源太左衛門預り守る、同

廿日、長政父子不雜他軍進て惣構を攻破る、家人浅野吉岐・安宅藤十郎先登し、黒川太郎八・浅野左衛門佐家来河崎太左衛門続て進む、畑仁藏力戦して一番に首を捕、其外浅野兵部・石本土佐・松井又右衛門・伴彦左衛門・熊谷次郎左衛門（後浅野日向と云）・亀田権兵衛（後大隅）・近藤甚八・沖甚太郎・友松義左衛門・河田彦助等強働首を取、凡討取首數三百五十余級、安宅藤十郎・松原平藏・石井三之丞・木村甚藏・岸九兵衛・須田七左衛門・足助九兵衛、爰にて討死す、翌廿一日、長政、諸將と一同に本城を攻、城兵能防戦す、長政、太駄源左衛門・佐々忠右衛門に命し、稠々鉄砲を打せしかとも事ともせず、爰にて太駄源左衛門先に進テ力戦して討死せり、同廿五日、諸軍進て強攻、伊達与兵衛・妹尾下総・片岡原太左衛門・塩田等力戦、討死して落城す、此時長政手に秋元忠四郎・大橋市郎左衛門・山田勝兵衛（後佐々平之丞と云）三人ハ浪人にて有しか、拔群相働首を捕、大橋・山田ハ直に長政家に召抱、秋元忠四郎ハ長政取持て 権現様^江出し、度々軍功を形し、後秋元但馬守泰朝と云し人なり、此時嫡子幸長働奥に書す故、爰に略す、

一、同六月、秀吉公、石田三成・佐竹義宣・佐野宗綱・入道^{（佐野房綱）}天徳寺等に命して成田下^{（氏長）}総守居城武州忍之城を攻しむ、下総守ハ小田原籠城にて、成田左馬助氏憲・市田太郎等守之、石田等攻けれとも拔さるに依て、秀吉公、重而長政・真田安房守昌幸を加勢として遣さる、七月朔日、長政、他軍^{（を）}雜へす皿尾口の砦攻む、家人中川覚右衛門先登に進、城戸口を乗破り、浅野兵部・早川伝兵衛・松井小左衛門・岡野弥右衛門・浅野宗咋等能戦、敵敗走して本城に^{（入）}、首四十余^{（級）}討捕、寺西角大夫此時討死す、同五日、長政諸將と相議して、行田口の砦を攻む、長政先手浅野右近・浅野左衛門稠々責、浅野兵部先に進、此攻口に小川有、各步行立にて涉る、兵部ハ小男故、鎧持の肩にかゝり、自身鎧を持渡る、向の岸にて□の木畔のかけより敵駆出、兵部を突、兵部肩の上にて鎧を合、敵を突伏首を捕、鎧持始終兵部を背に負ながら働せしと也、右之外、右近もの戸田六左衛門拔群相働、高名す、木村甚藏・早川伝兵衛・

亀田権兵衛・松井又右衛門・熊谷次郎左衛門・浅野吉岐・同小左衛門・石本土佐・石井三之丞・岡村弥左衛門・浅野宗昨等能働、城兵も強防て不被破、日夕陽に及ゆへ引取、翌日、成田左衛門・市田太郎等力尽請和、秀吉公に告て許之、此時嫡子幸長働奥に書す故、爰に略す、

一、小田原の城北条父子、力尽て、同七月五日乞降落城す、秀吉公、猶奥州に責入給ふ、奥羽両国之輩出向、拜謁し服す、秀吉公、長政に命じて、両国の諸將・諸士の領知を定め、其余 権現様江仰置れ、白川より御帰洛なり、

権現様羽州山形まで 御座なされ、是今南部までハ長政奉り、仕置等申付る、 権現様、長政に井伊直政を差添られ、白川ハ先木村伊勢守江此度与へ給ふ笠井・大崎へ至る時に、木村領・南部領の境和賀・稗繼の二郡、昔より南部と岩城常陸介・大崎義隆と数年争ふの地也、此度も南部信濃守利直と木村又論有、長政可預と云、兩人尤と云て預る、長政、木村ハ新領主故、一揆起らん事を兼て察し、笠井・大崎・和賀・稗繼の間に小城十三ヶ所構へ、木村家人松田久左衛門和賀郡鬼柳の城を守、長政ハ眼代として友松義左衛門・近藤甚八を籠置、又稗繼の城ハ長政士將浅野勝左衛門并伴彦左衛門・福井勘大夫・鯉江権右衛門・後藤四郎左衛門・加藤源藏・河原庄八郎・石田才藏・内田半七郎・赤井米吉・畑弥黒郎・河崎太左衛門・午田和泉・坂井市右衛門等二十余騎籠置、長政ハ猶奥羽の奥郡南部等に至り仕置を下知して、九月廿六日、京都に赴、

一、長政帰り登の跡、十月五日、笠井・大崎・和賀・稗繼の一揆悉く蜂起し、鬼柳の砦を攻る、城主松田久左衛門防之て僅ニカ死を免れ、舅松田太カ郎左衛門所に入、三沢の城を守長政眼代友松義左衛門・近藤勘八郎、其余木村家人力戦して討死す、同十七日、一揆又浅野勝左衛門か守る稗繼の砦を攻、勝左衛門已下能防戦故、一揆攻あくむ処に、十一月三日、南部大膳大夫信直・嫡信濃守利直、率兵援之に依て、一揆頗退散す、又南部父子、稗繼十八町退き陣取、此時九戸修理亮政実謀叛せり、南部家人多与之故、一揆弥蜂起す、信直、勝左衛門ニ向ひ、一揆日々相増候ハ、

其方砦を守かたか覓か、少も不苦間、爰を去て、家領分樽沢の城に可入ト云、勝左衛門も城郭不全始終守かたき事を察し、同心して、同廿八日、勝左衛門■樽沢の城に入、九戸政実兵を率し南部家人守る所の一戸城を攻、南部家人及浅野勝左衛門忠季已下、樽沢の城を出て援之、

一、長政ハ此節京都へ赴処、跡にて一揆蜂起のよしを駿州にて聞といなや、又取て返し二本松に至り、蒲生氏郷・伊達政宗爰に來り、討亡へしと云しかとも、雪深く人馬自由ならず、滞留して京都へ注進す、

一、同十九^辛卯年、南部の老臣九戸政実^{〔南部家カ〕}■人大勢をまねき集、近都を掠取、奥州大に乱るに依て、秀吉公より秀次公を大将として蒲生氏郷・堀尾吉晴・中村一氏等先陳として差向らる、

権現様御先手井伊直政と蒲生氏郷争ひ進て大に戦、長政・堀尾・中村ハ搦

手を攻寄、追付て橋の上に至るといへ共、城門はやく閉て、此日城を乗取得す、諸手へ討取首数凡千余也、其夜、

九戸修理亮政実、密に長政陣に來り、乞降に依て許之、召連会津に往く処、秀次公の命に依て途中にて誅之、秀次

公上洛■南部家臣榎山帶刀に下知し、一揆又不起仕置等「^{〔一〕}」して、秀吉公へ南部家安堵の事を申上、家立

けると也、此時長政、榎山に備前■景の刀・鉄炮^{〔一七〕}■挺送けると云伝、

一、文禄元^壬辰年、秀吉公、朝鮮を征伐のため肥前国名護屋に御在陣、長政・石田三成・増田長盛、渡海の奉行を勤、其後秀吉公の使として朝鮮に渡海す、

一、秀吉公、大明の援兵大勢來戦を聞て、於名護屋 権現様・加賀利家^江自身渡海せん事を議し給ふ時に、長政謀

申けるハ、秀吉公渡海し給はんハ、国家必可亡也、其故ハ、今日渡海あらハ、明日ハ国々の凶賊必起らん、前後を敵として進退いかんともしかたく、是危亡の道也と云、秀吉公、大に怒り給、長政を引立押籠よと仰られしを、

権現様色々と仰なされ、長政を「^{〔一〕}」れしと也、其後、薩州梅北宮内左衛門^兼一揆を起し、肥後に乱入して熊

本の城を乗取、秀吉公、驚せられ、長政ハ肥後の案内者也、先長政を遣すへしと頻に召て、先日謀る所理に当れり、明日肥後に往て、一揆の虚実を伺へしと也、討手として嫡子左京大夫幸長、権現様御家人本多忠勝を差副られ、既に出馬をせんとせし時、肥後の飛脚到来して、梅北を討取たる由を〔注進す〕、依之兩人出陣に不及、長政ハ往て國中の仕置を申付る、

一、文祿三^甲午年、秀吉公、長政に若狭及江州武佐守山を転し、甲斐二国二十四万石を賜ふ、

一、慶長二^丁酉年、秀吉公、又肥前名護屋へ御下向、長政供奉す、

一、同三^戊戌年、秀吉公、御病氣大切二及ひ、長政を召、色々遺言有之、其後長政・石田三成兩人を召、秀吉公薨去
 あらは、兩人早速名護屋へ下向し、朝鮮在陣の人数を可引取と被 仰付、

一、同年八月十八日、大閤薨去、長政・■成、九州に下向し筑前博多に至る時、朝鮮ハ飛脚到来、嶋津氏、大名人と大に戦ひ勝利を得、大名人悉く引退く、依之日本勢、近日可帰帆旨告来るに付、待受、大閤の遺物等を相渡し上京す、

一、同年、石田・増田等、陰謀を以、同志の大名を催し 権現様^江そむかせ、伏見騒動に及ふ時、長政・幸長父子、無二心 権現様御身方仕る、

一、同四^己亥年、石田・増田等、長政逆意有るのよしを 権現様^江様々申上けれ共、御承引不被遊、長政父子心中ハよく御存知被遊候、其上三男采女正長重儀、台徳院様^江御奉公申上候、弥御疑も無之候間、氣遣仕間敷候、然共思召も有之候間、暫く江戸近辺に住居仕候様^二と 御内意^二付、甲州を嫡子左京大夫幸長^二譲り、隠居仕り武州府中に罷有候、

一、同五^庚子年、権現様、奥州上杉景勝御征伐として、野州小山迄 御動座、長政・幸長父子御供仕、其節於上方、

石田三成叛逆之旨告来る^二付、先上方御誅伐有へき旨にて、幸長ハ為御先陣、東海道可罷登旨被 仰付、長政ハ追而御下知有へし、先甲州に可帰旨被 仰付、其後 台徳院様、中仙道御進発^二付、長政御供可仕旨 御書被成下、態申入候、中納言信州口へ為相働候間、其許御太儀候共、御出陣候而、諸事御異見頼入候、将又左京大夫殿、万入御念被仰越候段、難申尽存候、委細者本多弥八郎^(正純)・大久保十兵衛^(長安)可申入候、恐々謹言、

（慶長五年）
八月廿四日 御名御判

浅野弾正少弼殿

右為御礼使札差上候処、使者 御前^江被 召出、秀忠公中仙道 御登被遊候間、長政儀、甲州今直に中仙道^江罷出、供奉可仕旨被 仰聞間、 御返書被下之、

書状令披見候、依而濃州表去ル廿二日越川及一戦、敵討取数千人、翌廿三日乘取岐阜、不洩一人討捕由注進候、我等事、来ル朔日可令出馬候、中納言中仙道相働候間、御同道にて御異見頼入候、今度左京大夫殿、瑞龍寺皆即時に被乗崩、無比類御手柄、可為御満足と致推量候、猶期後音之時候、恐々謹言、

（慶長五年）
八月廿八日 御名御判

浅野弾正少弼殿

一、同年九月、 台徳院様御供仕、江州大津に着仕、 権現様 御前へ被 召出、此度野州宇都宮に 秀康公被差置候 関東筋之儀、無 御心元 思召候間、長政太儀ながら折返し 関東へ罷下、秀康公へ諸事申談、夫今奥州へ罷越、仕置等取鎮め候様^二御頼有度由、被 仰付候之処、長政御請に、奥州御仕置之儀者大切之儀^二候間、御普代功者之仁被 仰付、長政儀も差副罷越度旨、達て御断申上候処、関ヶ原御利運之上ハ、上方筋之儀者 御心安被 思召候、 関東之儀偏に無御心元、 御自身 御下向被成度之処、長政儀、御分身と 思召、御頼被遊旨 上意故、無是非御

- 請仕、段々 思召被 仰含、早速罷下、関東筋・奥州迄悉く 御下知を以御味方に仕、武州へ罷下、府中に罷在、其後 権現様・台徳院様度々 御前^江被 召出、御政務御密談をも毎度被 仰聞、殊更 権現様囲碁の 御相手に被遊、とや角と様々之儀共申上之由、 権現様御咄の御席而、又ハ御碁被遊候節など、長政事、実躰無他事相務候間、子孫においても御見捨被遊間敷と、度々 上意御座候由、代々申伝候、
- 一、同七^{壬寅}年、為隠居料常州真壁五万石・江州愛知川五千石、都合五万五千石被下之、
- 一、同十^{乙巳}年、 権現様 御内意にて、長政妻子を召連、江戸へ罷出住居仕、 台徳院様別而 御懇意被 成下、於 御城中、毎度御茶・御料理等被下、長政宅へも毎度 御成被遊候、
- 一、同十一^{丙午}年秋、 両御所様依 仰、長政夫婦、秀頼公 御^{御字}■^{〔被遣之〕}為御見廻大坂^{〔被遣之〕}、紀州和歌山へも立寄、翌年 罷歸る、
- 一、同十六^{己亥}年四月七日、六十五歳にて病死仕、
- 一、権現様、長政病死之儀、別而御不便^二 思召、其後終に囲碁を不被遊由、申伝、
- 一、権現様^江為遺物、吉光脇差・鎮西茶壺奉献之、
- 一、長政隠居料、嫡子左京大夫^江 直に可被下旨、 両御所様 御内意有之候得共、左京大夫、達而御願申上、弟采女正長重^江遺領相統被 仰付、
- 一、長政娘、松平越中守定綱^江縁組之儀、 権現様 御直に被 仰付由、
- 一、弾正少弼長政嫡子左京大夫幸長、幼名長満、後紀伊守と改、天正四^{丙子}年、江州於坂本之城出生、母ハ長政養父又右衛門長勝女也、幸長妻、加賀大納言利家の女、後妻播磨宰相池田三左衛門輝政女也、幸長無男子、女子三人、嫡女ハ越前宰相忠昌^{〔松平〕}卿に嫁、末女ハ於伏見 権現様 御直に尾張大納言^{〔德川〕}義直公^{〔德川〕}御縁組被 仰付、

- 一、天正十七^乙年四月、叙従五位下、左京大夫と改、
- 一、同十八^庚年、秀吉公、小田原御進発、幸長十五歳にて供奉す、
- 一、同年五月、秀吉公、浅野長政・木村常陸介重高・山崎志摩守俊次・権現様御家人本多中務大輔忠勝・平岩主計頭親吉・鳥居彦右衛門元忠等に命じて、北条十郎氏房居城武州岩付の城を攻しむ、同廿日、長政攻口惣構の郭をせめ破時、幸長馬を馳敵を討首を取、家人堀田孫左衛門・松井又右衛門、左右を不離相働、同廿一日・廿五日両日之城攻、毎度幸長父の先頭に進、士卒を下知して、廿五日ハ終に城を攻抜、此時幸長従者浅野庄左衛門・寺西清左衛門・関藏人・平田和泉・伴武左衛門力戦して高名す、浅野久五郎・松井小左衛門・正木庄左衛門・竹腰新藏・田原忠三郎、此等もよく働首を取、此時本多忠勝の嫡子忠政、十六歳にて父に従ひ幸長と同先登して相働しと也、
- 一、同年六月、秀吉公、石田三成・佐竹義宣・佐野宗綱に命し、成田下総守居城武州忍之城を攻しむ、数日攻といへ共、城兵能守り不拔、依之重而浅野長政・真田昌幸を被遣、七月朔日、惣軍一同に城を攻、長政下知して稠々攻寄、皿尾口の砦を破らんとす、城兵能防き突て出、寄手を追立、味方頗敗走す、時に幸長、馬を馳よせ下知しけれ共聞入す、幸長怒て十文字の鎧を横たへ、崩るゝ兵をせき留、我等爰にありと云て一騎馳出進む、堀田孫左衛門・松井又右衛門左右に付進むを見て、溝口五右衛門一番に取て返し、惣軍大退しにして攻懸る、浅野右近家人中川角右衛門先に進、乗入、城戸口を攻破る、続て右近同家人戸田六左衛門攻入、強く働高名す、浅野兵部・溝口五右衛門・足助九兵衛・寺西角大夫其外、急に攻入、敵を本丸^江追込、皿尾口の砦を乗取、幸長手へ首數四十余討捕、寺西角大夫爰にて討死す、長政一手にて皿尾口の砦を取堅め、其夜ハ真田昌幸入代り守之、夜中本城分より突て出けれ共、昌幸能防き敵を追入、堅固に守之、同月五日、長政諸將と議して城を攻、長政責口行田口を、先手浅野右近・同左衛門佐稠々責る時、幸長先に進、士卒を能下知す、右近か家人戸田六左衛門、拔群力戦して首を取、左衛門佐従者

川崎太左衛門・其外長政家人共・浪人秋元忠四郎・山田勝兵衛・大橋一郎左衛門等、幸長下知に従ひ甚働けれ共、城兵強く防ぎ破られず、翌六日、諸軍前日のことく稠々攻、依之防かたく乞降、城を明渡す、

一、同月十二日、長政・幸長、小田原に帰る、秀吉公、幸長幼年にして勇剛の働甚、御感有之、来国次のし付の刀、秀吉公其節帯せられけるを手自幸長に賜之、

一、文禄元^{壬辰}年、秀吉公、朝鮮を征伐のため肥前名護屋御在陣、幸長供奉す、

一、同二^{癸巳}年、薩州梅北宮内左衛門、肥後国において起一揆と名護屋^{江注進}す、幸長に 権現様御家人本多忠勝を被差副、肥後国^江罷越誅伐すへき旨命られ、出陣して肥後国境目に至る時、梅北を討捕よし注進有之に付、名護屋へ帰る、

一、同年、幸長、朝鮮に渡海すへき由命られ、三千の人数にて伊達政宗と同朝鮮に至る、西生浦に城を築守之、此時幸長十八歳、在陣中、加藤清正と所々の城郭を攻取、戦功尤多し、文禄四^{乙未}年、朝鮮乞和に依て帰朝す、

一、慶長二^{丁酉}年、大明が朝鮮を援によつて、幸長又渡海す、

一、同年九月、黒田長政、明兵と大に戦ふ、長政粉骨を尽すといへ共、明兵大勢猶長政を取囲む時、幸長、諸将と人数を出し援之、明兵退散す、

一、同年十一月、幸長、彦陽山の麓に陣取、毛利輝元の家人太田飛騨守・完戸備前守も同所に陣取、此時加藤清正、家人加藤清兵衛に命じて蔚山の城を築、十二月に至り、いまた普請不調処、同廿一日、大明の軍勢数万、蔚山の城を可攻とて来る、太田・完戸、幸長に云けるは、大明の大勢、小勢を以戦ひかたし、早々蔚山の城に可入と云、幸長返答に、兩人ハ心次第城に入へし、幸長ハ明兵の旗先をも不見してハ不可入と云、太田・完戸も尤也とて人数を備る、幸長、鉄砲頭大駄源左衛門・岡野弥右衛門・亀田権兵衛・森嶋新五四人を彦陽山の中道より出し人数を立る、

大明勢進来るを、四人鉄炮を放させ、大明勢を多く打たをす、其時大明の兵数千、彦陽山を越て来る、幸長見て、四人の者共跡を取切らるへしとて、岡田喜太郎を使として四人の人数可引取といわせけれ共、四人の者共、明兵の山を越るを不知、唯今明人の塚を築へしとて不引、追々使番来て可引取と云けれ共不聞入内、明兵四人を取巻攻る、四人の者共粉骨を尽し相戦ひ、敵を討事数百人に及ふといへ共、大勢故、大駄源左衛門・岡野弥右衛門・森嶋新五ハ爰にて戦死す、長野内蔵丞も爰にて討死す、亀田権兵衛ハ明の魁将李將軍を討て首を取、圍を切抜歸り、幸長に早々城に可入と云、幸長ハ敵何百万もあれ、爰にて戦ひ、其後城に可入とて、自身馬印を振て進む、老臣浅野左衛門佐、先に進て大に戦ひ、太田飛驒守・完戸備前守も進戦ふ、幸長家人浅野久左衛門・松原三平・岩井権平力戦して討死す、左衛門佐従者松宮庄助・藤田解右衛門・川崎太左衛門・八木新左衛門・渡辺忠兵衛等強く戦ひ深手を蒙る、幸長、人数を進て援之、浅野吉岐・吉田仁助・加用与六（後田原対馬ト云）・永田茂助・大橋一郎左衛門・林三藏・谷崎清兵衛・表木平大夫・木村甚藏（後頼母ト云）等力戦す、中嶋源兵衛・根尾源四郎・冲安兵衛・永岡茂助・伴彦左衛門・足助九兵衛・小鷹狩金大夫・早川伝兵衛・片岡源大夫其外、粉骨を尽し戦ひ死する者多し、浅野右近・堀田孫左衛門（後浅野二成）左右を下知して戦ふといへ共、明兵数万敢て屈せず戦ふ、幸長数ヶ所疵を蒙り、馬印も切破るといへ共、猶馬を進、亀田いさめて、大将ハ可進に進、可退に退くを良将とす、爰にて討死をせんハ、城を枕にせんししかすと云、岡田喜太郎・林三藏に馬の口を取て返させ、亀田刀の鞘を以馬の三寸を打て、終に城に入、彦陽と蔚山の間三里、明兵追之、岡田与平次・福永喜助等返し合て討死す、日已に暮に及び明兵引取故、諸將城に入、

一、同廿三日、大明の将李如晦^梅・楊登山等、早天に兵を出し、蔚山の大手口に陣す、巳の時、諸將四方を囲む、城の普請いまた不調故、惣構を破る、幸長ハ三の郭を守る、士卒をはけまし鉄炮を打せ、自身も鉄炮を放（此筒狐の象

眼有、于今所持す、敵大勢を打たをす余り強く打ける故、口薬にて半面やけ黒々しと云、依之明兵暫く退く、然とも日々兵を出して城を責、或ハ幸長突出て、大に戦ひ勝利を得るといへ共、大明の大勢不屈、其時加藤清正ハ機張に有、加藤清兵衛諸將に云て、清正へ急を告へしと云、然共敵勢城を取巻故、人を出す事成かたし、其時幸長近習木村甚蔵進出で、使に行へしと云、然共能馬を不持間、幸長の馬を願乞に依て、甚蔵に馬を遣し城外へ出す、木村一騎乗出し、機張迄三日路の所一夜一日に参着し、清正に右の趣を告、清正聞かれて、急（兵か）を催し蔚山へ趣へし、我れ日本を出る時、浅野弾正と幸長を相救ふへしと堅約す、幸長若討死せば我れ存命のかいなしとて、五百騎を卒し船に乗り蔚山に来る、明兵其旗を見て清正を知、おそれて戦ふものなし、清正、銀のえぼしの甲・長刀を持、士卒を下知して蔚山の城に入、

一、同廿七日、明兵又進て城を攻、城中よく防ぎ、弓・鉄炮を放し、大石をなけ出し大勢を殺す、明將楊鎬攻あくむ処に、明兵の内分楊鎬に告るハ、此城急に攻ハ味方多く損するのみ、功有まし、察する処、城中粮つき水とほしきとみゆる、遠く囲み攻ハ、おのつから落城せんと云、依之楊鎬堅く守て急に不攻、城中水穀に飢渴して甚困む、依之清正、楊鎬に使を遣し出て対面し、和睦せんと云遣す、楊鎬歡ひ、清正出は出捕て明帝に献へしとて、其期に至り約束の所へ行て待、清正銀の甲をかむり出て対面せんとせられける時、幸長強く止め、楊鎬か心中難計、もし清正を生捕ハ、諸軍いかん共しかたし、幸、敵清正を見知かましき間、幸長代て行へしと云、諸人、幸長云所尤也とて、清正出ること止る、依之楊鎬大に怒り、急に城を責んとしけれ共、寒氣甚敷、士卒進まさりしと也、

一、同三戊辰年正月三日、毛利秀元・小早川秀秋・小西行长・黒田長政等、五万の人数にて蔚山を救ふ、明兵、援兵の大勢を見て、夜中潜に敗走す、城中にハ是を不知、翌日、後詰の勢引後れし大明勢を追ふ、呉推忠・芽国器、身命を抽んして苦戦する故、明兵悉くハ討れず、然共、軍器・馬印・旗・鉄炮等路中に捨て遁れ去る、依之清正機張

に帰、幸長ハ西生浦に帰る、

一、蔚山の城、幸長持口惣構を十二月廿三日の夜頻に責ける時、幸長粉骨を尽し防之、明兵大勢討取といへ共、百万に及大勢防かたき所に、本丸の加藤清正ハ加藤市郎を以、本丸へ引入られ候様に被申越、幸長返答、市郎見及候通、敵数千討取候、此上ハ我等、此持口において相果へし、清正ハ本丸にて御果候得と云、清正重而河原庄九郎を使にて、城持堅め、かたく相見候間、急に本丸へ御引入、一所に討死尤に候、大将の討死ハ日本の外間に候旨被申越、幸長又返答に、持口所々の大將其所にて果か社外間に候条、是非是にて果可申候、重而御使御無用と申遣す、又庄九郎を被差越、とかく先一旦引入らるへし、申合、五三日も本丸を持堅め候ハ、後詰来り、運を開き候事も可有之、我等先手加藤与左衛門も引取せ候よし也、幸長、然は与左衛門一所に可入と云、与左衛門ハ、先手之事に候間、跡に付可入と云、幸長、左有ハ入ましといふ、与左衛門、然者悴与平次被召連候へと云に付、与平次と一所に本丸へ引入、其内に明兵外郭を乗破、敵四騎、幸長に切かゝり、幸長陣羽織を肩先切やふるを、突おとし切払退、馬も二ヶ所疵付、歩行立にて引、敵又二騎馳来る、加藤与平次を突、加藤鎧に取付、引合しを、幸長二騎共に切捨、与平次をたすけ、なんなく本丸に引入、大將右の働故、士卒壹人として手をむなくせしものなし、同夜子の刻分惣責にす、よく防、敵数多討取故、明兵四五丁程引退、夜ハ城際迄詰寄、夜明けハ引退、然処、十二月廿九日、後詰の旗先見へし故、敢て攻すと也、

一、同年八月、秀吉公薨去、十月、幸長諸将と一同に帰朝す、

一、同年冬今翌年へ向、大坂三奉行石田三成・増田長盛・長束正家、謀叛之内存有之、伏見騒動之由も、幸長意を決し 権現様御味方仕、

一、権現様今追々被下 御書之写、

今度者大納言殿御煩、為御見廻被參候處、御驗氣にて緩々申承、令満足候、然者肥前殿御出被成、種々申談、本望之至候、殊貴所万事被人御精段、祝着此事候、猶面上之節、可申通候条、不能具候、恐々謹言、

後(慶長四年)
三月十三日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

被人御念候御飛札、祝着之至候、此方へ人数召連被罷越候由、被仰越候、相心得申候、彈正具二可被申候、猶兩人可申候間、不能具候、恐々謹言、

後(慶長四年)
三月五日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

重而御折紙、被人御念候通、祝着之至候、如仰此方へ可被罷越候、猶替儀候ハ、自是可申入候、其地御番之儀、兩人如被申候被成候由、尤二候、万事宜様二肝要存候、委細井伊兵部少輔一可申候、恐々謹言、

後(慶長四年)
三月五日 御名乗御判

丹波少将殿

清須侍從殿

黒田甲斐守殿

浅野左京大夫殿

蜂須賀阿波守殿

藤堂佐渡守殿

加藤主計頭殿

台徳院様 御書之写、 御直筆ト申伝、

一筆令啓候、依而其許弥御静謐御座候由、珍重存候、為差事無之候得共、あまり御遠々敷様^二御座候間、申入候、万事重而可申入候、恐々謹言、

武蔵守

七月十六日 秀忠

浅野左京殿

人々御中

猶々朝暮御床敷存計候、将又内府と被仰通候由、満足此事^二候、以上、

今度者早々示給、快然此事^二候、今度内府上洛之儀^二候間、可為御上候、差事無之候得共、令啓候、此中霜台逗留^二付而、昼夜咄申候、希事も候ハ、追而可申述候条、不詳候、恐々謹言、

(慶長七年)
二月五日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

御使札并しゆすのかるきん^三・鷹指懸三十贈給候、被人御念候段、祝着之至候、然者秀頼様御息災御座候由、目出度存候、将又今度出入御座候処、御肝煎故早速相濟候而、珍重存候、其以来不能面上、所存之外^二候、猶期後音之時候、恐々謹言、

羽柴武蔵守

(慶長四年)
三月二日 秀忠 御判

浅野左京大夫殿

一、同四^{己亥}年秋、石田か奸謀にて、幸長書状判形を似せ調、謀叛の趣訴出るもの有、此穿鑿之内、暫く前田能登守利政に被預、能登国鶴崎に蟄居、此時幸長家来大駄源左衛門・平田和泉・佐藤作兵衛・小足伝右衛門・安井半十郎・林権大夫・岡田喜太郎已上七人、願候而供仕候、同年冬、権現様、幸長を被召歸御穿鑿之時、右書状の月日より已前判形改、全謀書の段申上けれハ、権現様段々御吟味被遊候処、右相改候判形之書状、本阿弥光悦所持仕差出す、其外^二も新判之書状共出るに付、幸長別条無之、

一、同五^{庚子}年、上杉景勝為御征伐、野州小山迄御進発之節、御供仕、其節於上方、石田三成謀叛の注進有之に付、権現様分上方の面々へ、妻子大坂に有之事に候間、急て可罷登、少も思召無之旨、度々被仰聞候得共、幸長一筋に御味方仕、別心無之段、誓詞を以申上、御先達而八月四日、江戸を打立、同十二日、尾州清須^江着陣仕る、

一、権現様分追々被下候 御書写、

急度申入候、依而今度為先勢井伊兵部少輔差遣候条、行等之儀、我々出馬已前者、何様^二も彼差^二凶次第^二被仰談候ハ、可為本望候、猶兵部少輔可申候、恐々謹言、

(慶長五年)
八月四日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

一、其後為 上使村越茂助^(直吉)被差登、 権現様 上意之趣申渡、其節之 御書之写、

其元模様承度候間、以村越茂助申候、御談合候而可被仰越候、出馬之儀者油断無之候、可被心安候、委細口上申候、恐々謹言、

(慶長五年)
八月十二日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

台徳院様 御書之写、

以上、

今度遂面談申承、本望之至候、陣中節々可申伸と存候処、俄御上洛、御残多存、其以来可申達候処、何角取紛無音、所存之外^二候、然者上方之様子いか、承度存候、此表仕置丈夫に申付候条、可被御心安候、爰元隙明次第、早々可令上洛候間、其節可申入候、猶使者口上申含候、恐々謹言、

江戸中納言

(慶長五年)
八月十三日 秀忠御判

浅野左京大夫殿

一、村越茂助 上意之趣何れも申達、其後評儀の上、岐阜の城を可乗取に相極り、河戸川上下二ヶ所渡り有之、福嶋正則ハ先陣なれハ上の瀬を渡り追手へ向ひ、池田輝政・浅野幸長等ハ下の瀬を越搦手へ可寄旨、正則いわれし時、池田曰、上の瀬ハ大手へ近く、下の瀬ハ搦手へ甚遠くて迷惑成由也、其時本多忠勝被申ハ、道の遠近を被論候は、一分の功を被立候か、いつれへ向ふも 御為^二候間、拙者も搦手へ可参由申さる、井伊直政又被申ハ、池田殿被申所も尤^二存候、川下ハ萩原・尾越二つ迄渡り有、正則ハ自国にて案内者の事なれハ、川下へ御向ひ、搦手分軍を始らるへし、我等も川下へ御供可申と被申、正則是に服し、左有ハ搦手へ向ふへし、我等笠町へ入らは火の手を上へし、其節川を可被越と堅く約して下の瀬を越る、輝政・幸長等、上の瀬へ向ひ、八月廿一日の宵分黒田村の西堤下に各一所に陳取、相凶之煙を相待、岐阜にも敵を居ながら引請るも口惜とて、川を隔て人数を張出し、大将織田秀信も川手村の焰魔堂まで馬を出さる、先手木造左衛門・百々越前^(綱家)・佐藤才次郎^(方政)・飯沼十左衛門・津田藤右衛門等、騎馬六百・足輕千計にて新加納村に陣取、翌廿二日早天分双方川端へ足輕を出し、鉄炮にて廻合、輝政搦手の煙い

また見へされ共、敵川向ひへ出れば見合へきにあらす、此方分川を越、勝負を決すへきと下知す、一柳(直監物)、此所の案内者故、一番に馬を乗り入、続て堀尾信濃守乗込、輝政を始、惣軍一度に川へ乗入、向の岸に揚ル、飯沼・佐藤、士卒を下知して廻合、一柳士大塚権大夫一番に川を越鎧を入、敵かた藤田権左衛門と廻合突伏、一番首を取、輝政舎弟池田長直、自身鎧取て飯沼小勘平を突伏討捕、幸長ハ打込み軍を不好、川上へ押登り、中屋と云所木造左衛門か備し前を一字に乘渡る、幸長家人須田七左衛門、先陣して川岸へ揚るとひとしく鎧を入、一番に首を捕、浅野三十郎(十六歳)、後山城と云、須田に続て川を渡し、鎧を合首を捕、遠山右馬助か従者守屋喜助、須田に続き乗越し高名す、惣勢乗上り、一同に相戦ふ中二も、藤堂刑部・新保角大夫・日比治大夫・竹腰甚右衛門・松原内記・竹腰与左衛門・谷崎清兵衛、木造か先手に突懸り追立高名す、幸長稠々切入突崩すに依て、木造不□引立、百々か備へと一所になる、幸長尚急に追討、池田輝政是を見て惣手一同に鯨波を作り突懸る故、木造・百々・佐藤・飯沼・津田等、崩れ立敗走す、輝政・幸長、左右分進はけしく追、津田藤右衛門・同藤十郎・佐藤主殿・飯沼・百々、数度取て返し、はらい退、此時幸長家人日比治大夫、佐藤主殿と鎧を合、双方手負引退、右五六人之者共、度々返し合、味方を助引退に依(てか)、左のみ多討れす、川手村の本陣へ引取、味方の檢使兼松又四郎(正吉)、黄母衣にてかけ出、■りの津田藤十郎を目懸追来る、津田馬上の達人、能馬に乗故、乗切乘廻し兼松を近付す引取、敵の内分武市善兵衛大剛之者にて、取て返し無比類働して、一柳手にて討死す、同家人武市忠右衛門も、主の討死を聞、引返して討死す、岐阜の使番佐々弥三郎、新加納の敗軍を見て、秀信陣所川手村に馳返り、敵大勢河戸を渡り切懸り、味方悉く敗走す、是にて旗本懸つて二の合戦の場なれ共、敵大軍勝ほこり、味方小勢にて先手ハ戦ひ勞れ利なかるへし、其上敵本城へ付入にすへし、爰をは捨られ岐阜へ引入、城を堅固に持堅めなは、大垣分後詰も有へしとて、秀信の馬の口を取て返し城に入、木造・百々・津田・飯沼等、川手村の本陣に引返りしか、秀信城へ入ゆへ爰にて敗軍を

揃、静に城へ入、輝政・幸長・堀尾・山内・一柳等、備へを乱し川手村の西荒田之橋迄追討、津田藤右衛門返し合、無比類働して追敵を追返す、木造・百々・飯沼も度々返し合、追払て引退、城兵瀧川平一郎・中嶋伝右衛門・生駒平三郎・布川次郎兵衛・斎藤新五郎、上加納村に引分れ、足軽を下知して追来る勢の横分稠々鉄炮を打かけ防ぎ留て静に城へ引入、中ニも瀧川平一郎能防ぎ高名す、扱稲葉山瑞龍寺砦を守りし石田か加勢柏原彦右衛門・川瀬左馬助も二千余にて出、伏屋と云所にひかへて見合、輝政・幸長、今日の軍是迄と人数を引揚、川手村近辺に陣取、今日味方討捕首数二百二十七、生捕五十余人也、

一、同廿三日、岐阜本城ハ福嶋正則・池田輝政・細川・加藤〔嘉明〕・山内〔豊氏〕有馬等攻之、浅野幸長・堀尾忠氏・井伊直政、稲葉山瑞竜寺の砦に押向ふ、堀尾先に押登る、山路の細道深田沼を左右に請し故、跡ハ幸長先手浅野左衛門佐、色々とかせけ共、先を乗越責、近付へき様無之所、後陣の浅野右近ハ濃尾の間に生立、案内を能知り、深田の内足不入所を知る故、右迄一手を押し、深田へ乗入、瑞龍寺の軍道を一番に乗上り、馬印を以味方を招く、幸長是を見、旗本我先にと急に責上る、大手ハ過半近き故、幸長人数一番に城■付、此砦ハ柏原彦右衛門・南部紀伊守・田子弥右衛門・山端小左衛門・杉原小兵衛等一千余りにて守之、浅野右近下知して城戸堀に付、右近か従者浅野喜七郎一番に堀に乗、続て中川角右衛門・杉野長左衛門・松部小右衛門・友松弥五左衛門・木村喜兵衛・丹羽惣兵衛・同金内・今村三郎四郎・野村半之丞・内藤少左衛門・辻少兵衛・同小作・吉田忠左衛門・後藤喜左衛門・今井左助・小崎庄五郎・浦野喜太郎・津越伝蔵・三井清右衛門・近藤伝吉・永吉新右衛門等、追々乗越、旗本ハ亀田大隅・伊藤八左衛門・箕浦新左衛門・狩野主膳・原勘兵衛・同伝三郎・石田十右衛門・奥村葛右衛門・溝口次左衛門・岸九兵衛・浅野三十郎・熊谷次右衛門・渡辺五兵衛・伊藤又兵衛〔勝久〕等馳抜、右近手へかけ付、右近もの共と一所に乗入、浅野喜七郎ハ一番に乗上りしを、城兵堀ハ突落し爰にて討死す、伊藤八左衛門同乗入討死す、然共、右近一手のもの

の共なんなく乗越、此付郭ハ右近手にて乗取、幸長右の附郭に乗込、本城の城戸を破れと下知して、亀田大隅主従、本城之堀一番に乗越、鎧を合敵を討、亀田に續て伊藤又兵衛・右近か侍友松弥五左衛門乗入、跡分浅野三十郎を始追々乗越鎧を合、伊藤又兵衛敵二人に鎧付られ難儀に及ふを、浅野三十郎かけ寄、二人の敵を突伏首を取、又兵衛を助、然共伊藤深手故、後に死す、三十郎此時十六歳、友松弥五左衛門ハ乗越と否、敵を組伏首をかく所を、敵おり合、後分一太刀切て後、余の敵と廻合、友松深手なから下なる首を取、我か手疵をさくり見るに、首半分切れたり、甲の忍の緒を以差物竿に結付、静に引退、後平癒せり、原勘兵衛・狩野主膳・箕浦新左衛門・岸九兵衛等、強く働き高名す、林半右衛門、本城二の城戸分付入を心かけけれ共、敵能防き入得ざる処、原伝三郎同しく郭の坂中に居敷弓を持って射立、敵不叶して引入、二の城戸の透門をはやく閉、林透門に付て門を破らんと門の横手を太刀を以切目を附、力にまかせ押、各大勢同押、内分亀田大隅門の貫木をはつす故、なんなく押破り、林一番に入て敵と引組首を捕、続て菅亀之丞込入敵を討、是分幸長、惣軍こみ入、城兵南部紀伊守并石田か者頭杉原小兵衛・山羽小左衛門・（前子）■（前子）弥右衛門、大手を防きて有しか、搦手附郭二の城戸まで破れ敵込入ると、大手を捨爰にかけ来り防ぎ戦ふ、幸長、本城に責入て、浅野右近・同左衛門・亀田大隅・浅野孫左衛門・浅野対馬・永原越後・曾根内匠・浅野次左衛門等、士卒を下知して稠々攻戦ふに依て、城兵甚敗走し、爰において右近か従者辻小兵衛、南部紀伊守を討捕、遠山右馬助、杉原小兵衛を討捕、溝口五左衛門、山端小左衛門を討捕、田子弥右衛門をは左衛門佐従者永山与吉討捕、自是城中悉く攻破られ、幸長士甚働、数多首を捕、亀田大隅・太田志摩・浅野次郎左衛門・原勘兵衛・同伝三郎・佐梶隼人・狩野主膳・松原内記・林半右衛門・前田勘右衛門・木村甚藏・長谷川忠左衛門・溝口五右衛門・岡田兵右衛門・菅亀之丞・長田太郎左衛門・山辺伝助・長田弥助・戸田七右衛門・丹羽半太夫・太田権左衛門・松田猪兵衛・須田七左衛門・斎藤新助・神辺兵作・寺尾長三郎・岸九兵衛・熊沢庄十郎・日比治大夫・多湖助左衛

門・関太郎兵衛・足助久一郎・岡田喜太郎・沼谷九兵衛・菱田小兵衛・高田小助・長谷川半兵衛・安井半十郎・丹羽徳入・遠山右馬助・石田作大夫・藤江兵左衛門・山田九左衛門・林次郎右衛門・真野彦六郎・山片新九郎・浅野弥平太・森田惣左衛門・片山三右衛門・日置清昨・森柘助・宇野喜助・松原平右衛門・岸本右衛門三郎・木全彦三郎・道家半兵衛・江田喜右衛門・塙治大夫・浅野三十郎等、粉骨を尽し首を捕、又者には、浅野右近家人中川角右衛門・杉野長左衛門・松部小右衛門・木村喜藏・水谷新右衛門・藤堂弥五左衛門・丹羽金内・吉田惣左衛門・丹羽惣兵衛・近藤伝吉・内藤庄左衛門・辻庄兵衛・後藤喜左衛門・今井左助・野村半之丞・山崎庄五郎・浦野喜太郎・津越伝藏・今村三郎四郎・辻小作・三井清右衛門、浅野左衛門佐家人永山与吉・八木八右衛門・松宮庄助・石黒半兵衛・淳作兵衛・奥新助・奥喜兵衛・渡辺見兵衛・国枝甚右衛門・常見小三郎、浅野孫左衛門家人辻吉藏・千賀喜兵衛、浅野对馬従者伊藤半右衛門・鈴木清十郎・小沢甚五郎、永原越後従者森源藏・幾波与吉、浅野日向従者中山主馬・■兵衛、曾根内匠従者布籠伝助、松野主馬従者桑原武兵衛、遠山右馬助従者森谷喜助、大河内市郎左衛門従者森下喜兵衛、可児甚平従者辻次郎八、長谷川忠左衛門従者細野伝吉、幸長に覽之者与吉・喜六、浅野日向小者新次郎、曾根内匠小者作内、原伝三郎小者徳藏、右之者共迄能働、甲首を捕、幸長惣勢不残本城^二攻入、不雜他軍瑞龍寺の砦を一手を以、即時に乗取、扱城主柏原彦右衛門をハ、幸長家人佐々忠右衛門従者杉沢喜三郎と云者討捕、今日幸長手へ討捕首数、甲付百三十四、雑兵ハ討捨に可仕と兼而相定る故、数不相知、味方討死之者ハ、奥村葛右衛門・溝口治左衛門・石田十右衛門・井上左内・熊谷次右衛門・浅野喜七郎・伊藤又兵衛・足助久一郎・渡部五兵衛等也、

一、江戸川打越前夜、幸長陣所へ敵方々忍之者入候を、前田勘右衛門生捕出す、

一、八月廿三日、幸長使者を以、廿二日新加納村之勝利、廿三日瑞龍寺砦乗捕候段、注進之使者、同廿七日江戸着、

翌廿八日 権現様御前へ被 召出、早速之注進、殊に河戸・瑞龍寺の忠戦勝利 御満足不大形 思召候、然上八来朔日、江戸御進発可被成^(留)被 仰聞、使者に賞金貳枚宛被下之、権現様御書之写、

廿二日之御注進状、廿七日令到来、披見申候、川被相越被及一戦、其上岐阜城即時被乘崩候事、御手柄書中に難申候、我等も早々出馬申候条、弥被申合、万事無油断様尤^二候、恐々謹言、

八月廿八日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

其表之様子被 仰越、委細披見申候、今度之儀被入御精候故、岐阜早速落城、其上治部少輔人衆を以籠置候者等^(石田三成)迄討捕候由、御手柄共可申様無之候、我^等も明朔日出馬候間、万事面之節可申候、恐々謹言、

八月廿九日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

村越茂助一々之段承、珍重存候、何れも令得其意候、此元之儀、具以米沢清右衛門申候条、令省略候、恐々謹言、

八月廿三日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

一、八月廿二日、岐阜城を可攻とて、萩原・尾越之渡りを越候段、井伊直政・本多忠勝之注進有之、権現様諸将^江

御書被遣、

急度申入候、依而去ル廿二日萩原の渡り・同尾越被 取越候由^二候、殊に翌日岐阜^江可被相働之由、井伊兵部少輔・本多中務太輔之申越候、尤^二存候、其元何様^二も各被相談、無越度様肝要^二候、出馬之儀、聊無油断候間、可御

心安候、猶追々御吉左右侍入候、恐々謹言、

八月廿五日(慶長五年) 御名乗御判

清須侍従殿(福島正則)

吉田侍従殿(池田輝政)

浅野左京大夫殿

黒田甲斐守殿(長政)

加藤左馬助殿(嘉明)

丹後宰相殿(細川忠興)

去ル廿二日之御注進状、今廿六日午の刻参着候、然者其表、川表相抱候処、則被及一戦數千人被討捕、岐阜江被
追付候由、誠々心地能儀共二候、弥各被相談、無油断御行、御吉左右侍入候、恐々謹言、

八月廿六日(慶長五年) 御名乗御判

堀尾信濃守殿(忠氏)

池田備中守殿(長吉)

一柳監物殿(直盛)

山内対馬守殿(一豊)

有馬玄蕃頭殿(豊氏)

松下右兵衛尉殿(重綱)

浅野左京大夫殿

台徳院様 御書之写、

御状令披見候、依而於濃州表敵數多被討捕、為加勢治部少輔^(石田三成)人数、瑞龍寺山^二籠置候処、柏原を初悉被討果候由、御手柄之段、誠^二無比類儀共、難申尽候、将又真田表為仕置出陣候、頓而隙明次第可令上洛候、恐々謹言、

江戸中納言

(慶長五年)
九月四日 秀忠御判

浅野左京大夫殿

一、大垣近辺放火して、九月十四日まで虚空蔵山^二陣取、

一、権現様九月朔日江戸御進発、同十四日濃州赤坂 御着陣被遊候^二付、幸長池尻迄御迎^二出、御目見仕候処、今度之軍功別而 御感 思召、御満足之旨 上意、甚 御機嫌^二而 御先^江赤坂^江罷帰、権現様同日岡山に 御陣を被居、幸長ハ岡山の下西牧野に陣取、 御本陣を守護仕、

一、赤坂御着陣已後、御合戦明十五日相極り、御左脇御跡に陣取候、南宮山の敵毛利秀元・吉川^(広家)・福原并岡ヶ鼻の敵^(正家)・長束^(盛親)・曾我部^(患境)・安国寺等の押に、池田輝政父子・浅野幸長・中村彦右衛門^(栄)・小出遠江守^(秀家)・生駒讚岐守^(正)・蜂須賀^(至鎮)阿波守・山内对馬守^(豊)・有馬玄蕃頭^(豊氏)・水野河内守等、都合壹万三千余、垂井の宿々東南の方、岡ヶ鼻・南宮山に可差向由、御下知之処、幸長八年米石田に遺恨も有之儀、幸に明日之御合戦御先手に被加被下候様^二と、達而御断申上候処、権現様 上意に、尤に 思召候得共、右両所之敵共、御合戦最中 御跡々切掛可申哉之儀大切にて 思召、小勢を以防へきハ輝政・幸長也、兩人別而 御心安 思召、御頼被成候由、再三 上意に付、御請申上、御本陣々纒十二三町隔て備へを立、

一、関ヶ原御勝利已後、諸将々士卒を出し、美濃・近江・勢州辺迄落人をさがす、幸長も侍共を分出し候処、南宮山

夕敗北せし長東大藏正家弟長東伊賀守正隆、江州西教寺に隠れ居しか、水口へ討手向ふと聞て西教寺を忍び出、水口へ退処へ、幸長足輕頭須田七左衛門出合、組伏生捕出す、幸長大津 御本陣へ差上候処、兄大藏か首を被遣候、寺にて被誅、

一、九月十九日、権現様三井寺に 御座を被居候処、京都町人亀屋永任・茶屋新四郎参上仕、御前において洛中殊外物忝成由申上るに付、福嶋正則・池田輝政・浅野幸長を被為 召、急洛中に入、仕置を出し制札を建、洛中騒動を可鎮由被 仰付、三人、同廿日洛中に入、所々制札を建、兵卒を廻し諸人を安堵いたさす、

台徳院様 御書之写、 御自筆_ト申伝、

貴札拜見仕候、依而去ル十五日、内府被及一戦、数多被討捕候由、得其意存候、我等も路次中日夜早メ申候得共、せつ所故遅ク候而迷惑、御推量可被成候、万事面上之節可申伸候、恐々謹言、

武藏守

(慶長五年)
九月十八日 秀忠御判

浅野左京様

御報

明晚伏見迄令参着候、路次中無油断罷上り候得共、節所故令遅着候、以面万々可申述と存候処、先手_ニ御座候而不能其儀候、所存之外_ニ候、然者大坂之儀、相濟候様_ニ承及候、其分_ニ候哉、今度依御粉骨天下平均に罷成、誠御手柄共候、頓而以面上可申述候、恐々謹言、

中納言

(慶長五年)
九月廿四日 秀忠御判

浅野左京大夫殿

御陳所

御自筆卜申伝、

貴札拜見仕候、依而大坂之城、御請取被成候由、得其意存候、誠に被入御念、早々被 仰越候通、本望之至候、何様面上之節、万事可申伸候、恐々謹言、

中納言

(慶長五年)
九月廿四日 秀忠御判

羽柴左衛門大夫殿
(福島正則)

黒田甲斐守殿
(長政)

藤堂佐渡守殿
(高虎)

浅野左京大夫殿

羽柴三左衛門殿
(池田輝政)

一、同年十一月、関ヶ原の軍功御賞美被成、被転甲斐国、紀伊国一円三十七万石余被下、和歌山の城に居住す、

一、同六年^辛、叙従四位下、紀伊守と改、

一、幸長事、父彈正少彌長政内意に、権現様・台徳院様 御懇意被 成下、台徳院様^江鉄炮の御伝授申上候故、

別而 御心安、幸長江戸・伏見の居宅^江も度々 御成被遊、

一、慶長十五^庚、戊年、権現様・台徳院様被為 召、幸長娘、尾張宰相義直卿^江御縁組、御直に被 仰付候由、

一、同十六^辛、亥年三月、右大臣秀頼公御上京、二条の御城において、権現様御対面^{之節也}、権現様 思召にて、加

- 藤肥後守清政（清政）と幸長御供被 仰付、其節 権現様 御盃被下、 御腰物拝領仕、
- 一、同年十一月、尾張宰相義直卿痲瘡御煩に依て、幸長可罷下処、病氣故、為名代家老浅野左衛門佐駿府へ差遣し候処、 権現様御座之間江被 召出、 御目見被 仰付、
- 一、同十七壬子年正月、 権現様尾州名護屋江 御越被遊候付、幸長以使者 御小袖献上仕、 権現様江大鷹一居・御鷹之鷲拝領仕候、
- 一、同十八癸丑年八月廿五日、幸長三十八歳にて、於和歌山病死仕、
- 一、同年十月、幸長為遺物、古胴の花入・吉光の脇差献上之仕、
- 一、浅野但馬守長晟ハ彈正少弼長政二男也、兄紀伊守幸長遺跡を継ぐ、天正十四丙戌年、於若州小浜出生、幼名岩松と号す、文禄三甲午年九歳、父長政転若州甲斐一國を賜ふ時、自若州母に随ひ上京し、大閤秀吉公北の政所は岩松母の姉故、爰に至り、其後大閤江召出され、常に膝の辺に仕ふ、岩松十一歳の時、大閤、 権現様と碁を遊されし時、寒氣甚かりしに、岩松御傍に居て碁石を温差上しを、 権現様御賞美遊され、後必智才人と成へしと仰られしと也、
- 一、慶長二丁酉年、右兵衛佐に改、三千石の食禄を賜ふ、
- 一、同三戌年、右兵衛佐幼年にて児小姓の番頭と成、同年大閤薨去の後、 権現様 思召にて、右兵衛佐を大閤北政所高台院湖月尼江被為 附、叙従五位下、但馬守長晟と改、
- 一、同五庚子年、従 権現様長晟に、備中の内芦守式万四千石を賜ふ、此時長晟十五歳也、
- 一、同十八癸丑年、兄幸長病死仕、男子無之に付、 権現様・ 台徳院様より彈正少弼長政後家江、幸長家督、弟但馬守長晟・采女正長重兩人之内、後家存分次第可被 仰付旨 御内意有之、但馬守江被 仰付被下候様ニと奉願、

依之幸長家督、但馬守^江無相違被 仰付、此時長晟二十八歳、備中の領知貳万四千石は差上る、

一、同十九^庚年二月二日、長晟駿府へ参勤仕、繼目御礼申上候処、幸長旧功之事共被 仰出、段々 御懇之上意にて、江戸へ可参旨被 仰付、翌日駿府を罷立、同十日江戸到着仕、十三日、台徳院様^江御礼申上、権現様・台徳院様^江御太刀・馬代・呉服奉献上、老臣五人、浅野右近・浅野左衛門佐・上田主水・木村頼母・福田善右衛門御目見仕、呉服奉差上、

一、同年の夏、長晟江戸 御城之御普請御手伝相勤、御普請中 台徳院様度々場所^江被為 成、毎度 御懇之上意被 成下、

一、同年十月十日、長晟江戸 御城御普請御手伝相仕廻、駿府へ罷越候処、 権現様 御前^江被 召出 上意に、今度大坂動乱に付、 御出馬被遊也、長晟も帰国仕、軍令を調可相待と 御下知之旨に依て、早速発足仕、

一、同十九日、本多上野介^(正純)介奉書到来、長晟事、催軍勢大坂表へ発向可仕旨申来(同月廿六日、後藤庄三郎於御内証 権現様^江浅野但馬守・松平武藏守^(池田利隆)・鍋島信濃守^(勝茂)儀、江戸御普請相勤置に大坂^江出陳仕候^二付、不自由難儀仕由申上、依之白銀二百貫目宛御貸被下候由申伝、)

一、同年十一月四日、長晟軍勢八千にて紀州和歌山々発向仕、同六日、泉州大鳥居に至り爰に陳取、同日、長晟、藤堂か大仙領の陣に至り、高虎に對面、諸事申談、大鳥居の陣に歸る、

一、同年十一月七日、長晟大鳥居の陣を藤堂陣の傍今在家に移、此所へ紀州より飛脚来て、熊野新宮の者共、大坂大野道犬齋に一味して、長晟出陳の隙を伺ひ、一揆三千余、長晟長臣浅野右近か居城新宮の城を責よし告る、右近ハ長晟供にて住吉に有、依之長晟、熊沢兵庫一組を紀州へ遣す、兵庫和歌山へ立寄、永田正政・所同五郎七^(同所カ)鉄炮二十挺宛預、北山一揆可退治由申渡す、正政・所五郎七、早々打立おろし村に一宿し、翌日辰刻、大野川^江到着して相待、

扱吉野・熊野の一揆共、大勢新宮の城へ取懸、浅野右近か城代戸田六左衛門、士二十騎計、新宮の社人共相議して、町中の人質を取、人数式千人相集、城の西北お（音無し）となし川の船共不残川岸に引付置、一揆共、鉄炮打立、川下の筏に取乗らんと支度する所を、城のもの共上中下三ヶ所渡り舟船に取乗、押渡り追払、首数多討捕、一揆敗走す、残党尚北山に相集り有しを、熊沢兵庫ハ湯川五兵衛か支配の本宮を打越、五兵衛を案内として由類か口舟押寄、浅野右近家人有馬喜藤治に、新宮留守居の者共を差副、木の元口より押寄る、一揆共川端に出張、小旗を立て、跡に鉄炮人数を伏置く、正政・所五郎七是を見て、一同に川を渡り押寄る所に、一揆鉄炮にて相支けれ共急に責付、一揆たまらず引退く、此時首三ツ捕、正政・所五郎七、猶進て戦、一揆敗北して、大将山口喜内（猿の皮ト云）丑寅の方へ引所を、五郎七か甥永田権八走り懸り、猿の皮か右の肩先を鎧にて突といへ共、猿の皮返り見す立退、此時兵庫勢辰巳舟川を渡し、猿の皮引退横合に懸ル、猿の皮兵庫を見付、一文字に懸り兵庫か甲を二刀しうろはつれ一刃打、兵庫猿の皮と引組て、がけの下へ二人共落、権八も共に飛て落、猿の皮を突伏首捕、熊沢に渡す、残一揆共、兵庫組各突伏、首三十余討捕、小嶋三郎左衛門ハ一揆を生捕高名す、戸田六左衛門・熊沢兵庫、尚又熊野の在々にせめ入、極月に入悉く切鎖、兩度に討捕所の首の内、頭分の者の首十余級、戸田・熊沢注文を添長晟の陣に送る、但馬守、戸田帯刀を以 権現様御陣に献す、本多上野介達 上聞、御機嫌にて熊沢・戸田か働 御感之旨奉書、上野介々到来す、

今度新宮表^江一揆罷出候处、貴殿御内戸田六左衛門尉走合、一揆之者共追散、首数多討捕、無比類手柄之由、注進被申上候、其段具^二達 上聞候处、一段 御感被 思召候、此旨六左衛門方^江可被申遣候、恐惶謹言、

（慶長十九年）
十二月廿二日 本多上野介正純

浅野右近殿

後藤庄三郎の書状之写、

一書申上候、城中の御託言之様子も大形相済申候、定而今明日之内^二ハ何も御^{〔笑〕}留^二成可申歟と奉存候、将又御国一揆御鎮被成候通、上州〈本多也〉御披露之処、御機嫌御感甚申計も無御座候、手柄仕由、被成御錠候、我等式も御前^二罷在候而、右近者戸田六兵衛と哉らん申者、殊外之手柄仕、無申計候、一揆式里計も追討、首を数多執申由申上候得者、御機嫌申計無御座候、弥能者を被遣候様^二と、隼人殿^江〈成瀬事也〉被仰付候、猶以參可申上候、恐惶謹言、

(慶長十九年)
極月廿日 後藤庄三郎在判

浅 但州様

人々御中

昨日者御出、忝存候、客来御座候而、早々申承候、然者紀伊国にて一揆再発之処、貴様御内戸田六兵衛と哉らん申仁、殊外手柄仕、首共数多取被申候由、上州御披露之処、御機嫌申計無御座候、手柄仕候由、被成御錠候、御外聞と申、拙者迄珍重存候、いかにも^二具^二立^二御耳候、御心安可被思召候、恐惶謹言、

(慶長十九年)
極月廿日 後藤庄三郎在判

浅野左近大夫様

人々御中

一、同時、戸田六左衛門の長晟^江注進の事付、入上覽、十二月六日、新宮一揆の将津守与兵衛・湊惣左衛門〈兩人共に地侍にて、長晟の式百石宛禄を得る〉、戸田六左衛門方へ出入の山伏寺人差越て、日吉野・熊野・新宮の者共、為大坂御味方数千催一揆、明後八日卯之刻、新宮の城に攻寄る由を知す、戸田謀計なる事を明に察、内通のものを

催し、人質を取入、敵に先達而城外に出待、懸る所に、察の如く七日未明に数百騎来るを、不意を此方へ取て急に切懸る、敵不取合、其内に突入、追崩し首数級を得、城に入、又翌日数千攻来ると候へ共、昨日にこり、川を隔一所に備見合故、又此方鉄炮打懸、中の瀬牛か鼻船田の渡りハ戸田一番に船にて渡す、下の瀬深谷口をハ、堺の町人宗善といふもの、材木手代小山久大夫、材木の用船に乗り渡りて懸る、上の瀬どもの渡りハ、社司永田兵部渡す、其上ひで口と云所をハ、庄右衛門・五郎作渡し、何れも味方調シ合切懸る、戸田か手八榎本太郎右衛門、敵の風上の槇野分火を放し突懸る故、数千の一揆共、一度に崩、引退しを悉く追討、残党猶又勢を集し折節、熊沢兵庫馳付、悉く切崩し、大将前鬼を討捕、早速取鎮め、弥残党を山林をさがし、此節に至る迄に攻付由、言上と書す、権現様此注進 上覧、御旗本に、戸田六左衛門ト云者存たるものハ無かと 御尋の処、御使番青山石見守（初、祖父江法斎ト号セルカ）、妹婿の由言上、則石見を 召、此六左衛門ハ老功の勇士なるへし、始終若きもの、不及働なり、注文の状ハ鎮りて後調たるへきに、料紙を不用、如此龜相成紙にさつと認たるハ、急をしらせんためなるへしと被感、石見申上るハ、此者ハ但馬守・右近共に親類にて、数度武功も有之故、城代に差置、歳も六十有余にて候と申上る、 上意に、嘸有らん、城代に差置候程のもの故、働も心付も巧者なり、 將軍へも我等尋たる趣を言上せよと被 仰し旨、石見方ハ長晟に達すと也、

一、同月十二日、長晟へ大坂城西の攻口を守り、仕寄を可附旨 御下知也、

一、同十八日、磯多ヶ崎の砦蜂須賀阿波守至鎮・浅野但馬守長晟・松平宮内少輔忠雄に、可攻取旨被 仰付、攻之乗取、又仙波表柵を破り二三人首十余級并此所に城中に差置候制札を取、差上ル、

一、同廿二日、長晟・松平武藏守利隆と、福嶋近辺新在家村の柵を破る、

一、同廿八日、成瀬隼人正・安藤帯刀に被 仰付、野田・福嶋・博勞ヶ淵の間可然地形を見立、浅野但馬守陣所に可

渡旨なり、船場表に陣布、同晦日、船場町に押入陣取、此所を固る、

一、同年十二月朔日、長晟、福嶋・博勞ヶ淵の間陣かへ、仕寄を付る所に、城中の鉄炮・石火矢を放、即時に數多討る、といへ共、城際迄竹束を附寄持堅め、攻口を守る、同七日、長晟陣所へ城中生田宗庵射矢文、其趣、我小身たりといへ共、終に依縁座無是非籠城、種々御和睦の御異見申といへ共、諸浪人不致同心、依此御趣、城中を可罷出と云、但馬守、権現様御陣へ持参、上覽に備ふ、

一、同月十一日、長晟、権現様御陣へ以使者、但馬守攻口の堀を埋め、仕寄を附詰可申哉と伺ふ処、二三日可相待、追而可有 御下知の旨也、

一、同十三日、長晟攻口をは、梶を浮へ、大倭を以急に埋立へき旨被 仰出、

一、同十七日、長晟攻口仙波の堀を埋めんとせし処に、城中の石火矢を打懸る、至大倭に留り、不通と言上す、

一、同廿三日、御和睦に相成、長晟、両御陣へ罷出、御和睦を奉賀、

一、同廿四日、長晟を 両御陣へ被為 召、急紀州^江帰、弥以一揆共取鎮め、仕置等念入可申付旨被 仰出、早速和歌山^江帰る、

一、慶長廿乙卯年正月朔日、長晟、戸田帶刀を以、年頭之嘉儀を申上る、 台徳院様、未岡山御在陣故、帶刀陣羽織着罷出、其後二条へ参上、 権現様^江ハ上下着仕罷出由、

一、同年春、長晟妹、尾張宰相義直卿^江婚禮相整、

一、同年、大坂又乱る、依之四月、 両御所様駿武 御進発、摂州に 着御、天王寺 御陣を被居、長晟紀州出陣し、同国の内山口に四五日逗留、和泉の内廿日計滞留、浅野右近安松に陣取、浅野左衛門佐野川に陣取、

一、同年四月廿七日、長晟、二条へ以使者、去ル十五日、秀頼公之士吉村三左衛門を大野^{治長}修理方と和歌山に差越、家

臣浅野右近・浅野左衛門佐・亀田大隅方へ申越ハ、但馬守儀、秀頼^{〔憲〕}不被遁所に、大閤分の好身を捨、去冬も御味方に不被參、安外之至也、今度ハ是非共に御味方に頼之思召候間、但馬守手前三人謀可申候、軍用のため、但馬守へ千枚分銅三ツ、三人之者共^二も忝ツ宛、并馬上三十騎被預可被呼出由也、三人之者共返答に、但馬守儀ハ関東御厚恩の身に候得ハ、申聞に不及、御味方ハ難仕候間、此旨可然様被申上候得と申、使を返し候処、又右之吉村三左衛門を秀頼公使として差越、是非味方に被頼候間、承引においてハ大和国を加恩有へし、三人之者共へも国郡を可被遣との儀也、此度ハ但馬守返答に、三人之者共初に申入ことく、於但馬守ハ関東御取立同前之恩沢厚ク蒙り候得者、幾度蒙 仰候共、御味方ハ得不仕候間、重而使に來候ハ可討捨候由申、返し候処、此手切を聞、大野修理か士北村善大夫・大野弥五左衛門、紀州に忍ひて差越、但馬守出陣之跡にて一揆を催し和歌山を乗取、但馬守を跡分可追討、大坂分も大軍を差向、但馬守を差挟可討捕、其已後紀州を根城にして、関東勢を難所に引請可戦との手合にて、兩人紀州に來り、吉野・熊野・新宮其外在々所々に一揆を催し候由、一揆之内分内通仕もの有之故、出陣見合延引之処、板倉伊賀守方分出陣延引之由、内意を申越候付、和歌山にハ浅野出羽に士三三十騎差副残し置、早々罷立候、於山口前後見合、可馳登由言上仕、 権現様尤之旨 上意、跡先無越度様に仕置申付、可馳登旨被 仰遣也、

一、同月廿八日、長晟泉州信達に陣取、前後見合罷在候処、紀州一揆蜂起のよし告來るに付、寺西清左衛門一組・浅野左源太差遣、猶見合罷在候処、紀州高名村の■田次郎兵衛と申者、大坂分尾崎村に來り、此所の九右衛門と申者に告て曰、大坂分紀州へ大野主馬^{〔治房〕}大将にて、御宿越前・永岡与五郎・岡部大学・塙团右衛門、四万余の勢を引卒して泉州へ働出、和歌山へ攻寄る由をいふ、九右衛門驚き、其夜先驅佐野市場に出張^{〔と〕}■浅野右近・浅野左衛門佐・上田主水・亀田大隅・前田越前・浅野大炊助・仙石因幡等に告來る、何れも夜明て合戦^{〔の〕}■場を談ず、各自は一里

余り引取、場よしに引受可戦と云、浅野左衛門ハ、敵の旗先をも不見引入事ハ聞逃なれハ、見懸て已後場吉に繰引にして待受て可戦と云、亀田大隅カ云、其段尤なれ共、此度者一揆の手当ニ和歌山に大勢残り、是迄の惣勢漸五千余なれハ、敵の四万を引受戦ふ事、大形にてハ勝ハ取かたし、此所ハ東ハ野畑広して山遠く、西ハ海にて浜広く、大勢ハ自由を得、小勢にてハ包るへし、夜の内には分一里引取、蟻通の明神の松原を前に当、味方の小勢を不見せ、安松に備へ敵を見かけ安松ハ繰引に八町繩手・樫野井町迄も敵をおひき可戦、八町繩手ハ両方深田にて一騎打の所故、大勢懸り難して能勝負の場なれハ、小勢を以勝利を取る事此所ならん、急ぎ引入可然と云、則前田越前を以、長晟の陣に伺ふ、長晟下知に、亀田カ申所至極せり、急ぎ引取、樫野井にて引受可戦と申遣す、浅野日向・前田越前・安井喜内・多湖助左衛門・伊藤金右衛門・岩井伝兵衛・後藤半兵衛等カ一備ハ長瀬村に陣を引、浅野左衛門・上田宗ケ・浅野大炊・岸九兵衛・植木小右衛門等カ一備ハ樫野井町内へ引入夜を明す、亀田大隅ハ八町繩手□の手に鉄炮五十挺備へ敵を待、然るに大坂勢ハ廿八日泉州に働入、岸和田小出大和守吉英・加勢金森出雲守重頼をハ、大野道軒斎・宮田半七を以押置、泉州貝塚にて廿九日の朝、惣軍糧を遣ふ所に、岡部大学ハ塙団右衛門と兼而意趣有之上、此度の先駆を遺恨におもひ、団右衛門カ糧をつかふ内に、大学貝塚を馳過一番に進む、団右衛門聞て、大学に先をさせしと彼を追抜んと馳行故、此手の先駆の勢千有余■■かけにす、惣大将大野主馬介治房・長岡与五郎・御宿越前守等ハ貝塚にて緩々と糧をつかい、静に佐野へ押行、先駆の岡部・塙・善幡吉左衛門・同六兵衛・金丸小伝次・松浦作右衛門・芦田佐内・米田監物・横井治右衛門等、一騎かけに馳来り、漸都合二三百、惣軍遙にはなれ、八町繩手に乗入んとせし所に、繩手の□の手に亀田大隅、黒き段々の折懸の馬駿を池の端に■立、鉄炮五十挺備へ待請し故、繩手に入事を不得、右の方に開き進むを、亀田鉄炮を横合に稠々打かける、金の馬櫛の差物の武者を始、手負て進む事を得ず、其内に亀田二町程繰引にして、又鉄炮をふせ敵を待受て、進み来る敵を又打し、め置、安松

の町に引取所に武者二騎馳来る、亀田鎧取て駈合向へハ、紀州山口の地侍山口兵内兄弟也、此度大坂勢の案内（定）被頼馳来りし故、大隅言葉懸、馳向ふを見、兄弟も引返し馳戻る、大隅家来岡本熊之助を櫻野井へ遣し、浅野左衛門・上田宗ヶに敵追付、町内へいるへし、只今山口兄弟を物見に越候を追返しぬ、合戦の心得尤也と云送る、兩人も使と打連馳来り、敵合を見合す、大隅二人に云やう、本陣の昇いまた立不申候間、被申遣昇を立て、今少被詰寄可然と云、左衛門尤と町内へ乗返す、上田ハ大隅に、今少し繰引にして、味方に近く根つよく鎧を仕られ候得と云捨馳戻る、大隅尤也と、又鉄炮を打かけ引取、町口石橋の詰池の土居を片取、鉄炮を備へ敵を待所に、東河原の方へ敵馳来る、是ハ本道の亀田か鉄炮をよけて也、此武者ハ、初手に大隅か打せし鉄炮に手負し金の馬櫛の差物の敵也、大隅河原へ乗向ひ、鉄炮ハ跡に備へ置、鎧置て、我ハ亀田大隅、鎧を可仕と言葉懸る、彼敵、我ハ岡部大学也、大坂分の一番かけ也と名乗、大隅参り候とかけ向ふ、大学横に北河原へ引退、是ハ初手負し故、勝負ハせされ共、塙団右衛門に争ひ、先に馳向ひし証扱に、右のことく大隅と言葉をかハし引退しと也、団右衛門ハ、大学先に馳入しにいられて、一騎かけに本道に馳入を見、大隅も大学を不追して本道を急ぎ乗込所を、敵三騎町内へ駆入る、先ハ団右衛門、次に塙か土坂田庄次郎、三番^二ハ淡輪吉左衛門なり、大隅、三騎目の淡輪か乗通る所へ、本道へ馳返り淡輪と鎧を合、二の鎧に突伏て、家来菅野兵左衛門に首を取らず、兵左衛門取に懸る所を、淡輪伏ながら扨切に足をなく、其隙に、同亀田か菅野嘉右衛門かけ寄、押伏首をハ兵左衛門に取らず、又二番に馳入し坂田庄次郎と上田主水鎧を合、暫く廻合しか、宗ヶ鎧打おり手負し故、打物に不及押並て組しか、坂田勝たる強力にて上田を組伏、既に危き所に、宗ヶか土横関新三郎かけ寄を、坂田是をも引よせ膝に敷、首をかゝんとせし処に、刃を横関握り不放、其内に同主水か土横井平左衛門駆来り、坂田か高股を斬る、下よりも上田・横関はね返し首を取、坂田か家人横関に切て懸るを、横井又是を切伏首を取、同主水土高尻助左衛門・水谷又兵衛・永嶋彦左衛門等、於此所

能働敵を追払ふ、塙団右衛門ハ一番に町内へ乗入働所を、長晟足輕頭多湖助左衛門、弓のてたれ故自矢を放、塙か足に中り、下り立処に、浅野左衛門佐鉄炮頭八木新左衛門馳来り、塙と鏑を以廻合しか、団右衛門脚不叶故か、鏑を捨刀を抜所を、八木突倒し組伏首を取、右、淡輪六兵衛を始大勢追々馳来りしを、長晟か足輕大将安井喜内・多湖助左衛門并左衛門佐か足輕頭松宮庄助・石黒作左衛門鏑を合首を得る、淡輪をは、左衛門佐か足輕頭永田次兵衛鏑を合、突伏首を取、又長晟足輕大将岸九兵衛并植木小右衛門・溝口五右衛門等能働高名す、扱亀田大隅ハ、淡輪を討て猶又縄手の町口にて敵を待所に、大坂方松浦作左衛門馳来る、大隅に言葉をかけ追来る、亀田鏑取直し返答して向ふ、松浦いか、おもひしや、取て返し安松の方へ退、大隅少々おひかくる所に、大坂方金丸小伝次、亀田に馳寄鏑からみせしか、亀田十文字を金丸か肩に懸しを、金丸是をはつし、同安松へ引退、大坂方追々馳来しを、亀田か家来等鏑を合、何も首を得たり、大坂勢ハ団右衛門討死し、大学手負引取、其外能勇士共多く被討し故、進事を得ず処に、長晟の旗本にて小野覚雲斎と云老功の士、長晟に談し、旗を繰出し惣懸りの横鏑に軍を持故、敵進む事を不得、其上今朝貝塚にて惣軍糧を遣ふ所に、岡部大学拔懸に、先手千余争ひ貝塚より直に押来て不休息戦しに依て、悉く勞れ氣屈し返し合可戦儀勢もなく、さしもの勇士共桐勢の旗先見る事を不得して遙に隔りし故、弥力なくして、後崩して我先にと蟻通の前迄敗走して、爰に集り糧をつかふ、長晟先手分、敵千計蟻通に留り糧をつかふ由注進す、長晟、服部石斎・高野道斎を招き物見に遣す、高野ハ山路を行、服部ハ本道を行、見届返り、敵ハ漸く千に不足の人数、殊外勞れし模様也と云、長晟、老臣功者共にいか、せんと向、種村肖稚守かいわく、懸て被討捕分外ハ有間敷と云、侍大将熊沢兵庫云、我一組を捨に被成、是非可仕と進む、浅野左衛門か云、各尤なれ共、早及黄昏、跡分大坂手合の一揆共起り、和歌山迄間を取切攻来らは、山路の難所闇の夜、旁勝負無覺束、急信達に引入給ひ、大坂方の桐勢寄来るか、和歌山・山口の一揆起り立か、切所を此方の陣に取切、見合可然と謀る故に、右の

敵を捨て、信達に引取候所に、和歌山の城代浅野出羽注進して、山口喜内一揆と一味して、和歌山の人質を奪ひ、跡分可攻とせし処に、喜内か輩をかゝめ令籠舎、残賊共を追払ひ候、急に山口に引入、猶一揆共誅罰可然と申來に依て、廿九日夜中に山口に引入、翌晦日山口において、喜内か一揆共を誅し、於此所、弥前後見合候段尤、樫野井合戦の有増を記、討捕首数百有余の内、甲付十二、寺川庄右衛門・関市兵衛を以、両御所御陣江献す、権現様御感の余りに両使を、御前に被、召出、合戦の様牒、御直に、御尋被遊、其後但馬守に、御内書被下、急罷帰、合戦の一番鎧、一番首也と可申と、上意にて、両人の使者に御馬被下候、

御内書曰、

於其表及一戦、敵数多被討捕候条、無比類仕合、御感被、思召候也、

(慶長二十年)
四月晦日 家康 御書判

浅野但馬守殿

將軍秀忠公 御感の 御書二曰、

今度於其表無比類働、依之首数多到来、神妙、思召候、弥可励軍忠事肝要也、

(慶長二十年)
五月朔日 秀忠 御書判

浅野但馬守殿

従大坂相働候付而、則及一戦、敵数多被討捕候条、御注進之趣致披露候处、無比類御手柄之旨、被成、御誼、被遣、御内書候、両人之御使者、御前江被、召出、御感不斜候、依之被御使者江御馬被下候、委細寺川庄右衛門・関市兵衛可申達候、恐々謹言、

(慶長二十年)
四月晦日

本多上野介

板倉伊賀守

正純

勝重

本多佐渡守

正信

淺野但馬守殿

去廿九日、於其表 御一戰之上、敵數多被為討捕、早々御注進 御機嫌無申計候、則兩人之御使者 御前_江被
 召出、御馬被下、殘所無御座御仕合御座候、殊左衛門佐先手にて手柄之様子并亀田大隅・上田宗古・多湖助左衛
 門合鑓、被蒙疵之由、本上州具_三達 上聞候、是又 御感 思召候、誠ケ様之御仕合御座有間敷候、弥御吉左右
 奉待候、恐惶謹言、

〔慶長二十年〕
卯月晦日

後 庄三郎

光次

松 右衛門佐

正久

秋 但馬守

秦朝

淺 但州様

人々御中

猶々無御油断、切々可被成御注進候、誠御手柄不及是非候、

- 一、大坂表御勝利にて落城之段、於山口承り、急に長晟馳登り、於大坂・二条 両御所様^江 御目見仕、榎野井の一戦并一揆共迄切鎮候儀、委細言上仕候処、 両御所様甚御機嫌にて、今度泉州榎野井の働無比類、其上熊野の一揆共迄切鎮候事、神妙に被 思召候、家来共粉骨を尽し、則大坂の一番鎧・一番首なり、今日何れも 御目見可被 仰付間、召連可罷出由 上意にて、退出仕、其後、家来上田宗ケ・亀田大隅・多湖助左衛門・安井喜内・岸九兵衛、於二条 権現様^江 御目見、上田ハ関ケ原之節石田属し候者之儀故、 御前用捨之旨、長晟御断申上候処、 御免し被遊旨被 仰出、依之 御目見仕、然共大隅先に罷出申候、 権現様、亀田に榎野井の首尾具に 御尋、御感之 上意有之、其已後上田を被 召出、法躰せし哉、不及用捨、昔のことく主水に罷成可申候、此度の働、于今不始由 上意也、右の 上意故、其已後元俗仕候、扨安井喜内・多湖助左衛門・岸九兵衛を被 召出、汝等身命を捨無双の手柄仕候と 上意、五人共御刀・御脇差を被下、退出仕候、夫々伏見^江罷出、 台徳院様^江 御目見仕、此時ハ上田を先へ被 召出、久敷[■]也、茶の湯ハ上りたるかと被 仰、其後此度の働不珍敷との 上意、扨亀田以下段々に被 召出、亀田には一番鎧・一番首 御感被遊、何れも御腰物・黄金等被下、御料理是にて可被下処に、殊之外御用多に付、尾張中將様^江被 仰付置候間、何れへ参可被[■]旨 上意にて、尾張義直卿にて御料理被下なり、一、同年五月廿日、長晟言上、真田左衛門佐幸村か妻、紀州伊都郡に忍び居しを捕之、差出、秀頼公ハ真田に賜処の来国俊の脇差并黄金五拾七枚所持仕、妻女共に長晟に賜ふ、此妻女ハ大谷刑部少輔女也、
- 一、元和元^乙 卯年七月十六日、 台徳院様、長晟を伏見へ召、被叙従四位下、
- 一、同年十二月廿五日、於江戸 上使土井大炊頭利勝・安藤对馬守重次を以、 権現様姫君様、但馬守^江御縁組被 仰付、

- 一、同二^丙 辰年正月十九日、姫君様 御入輿、此節家老・番頭等 御目見仕、
- 一、同年二月廿二日、長晟母長生院、於常州真壁病死仕候節、台徳院様達 上聞、上使安藤対馬守重次を以、長晟^江 御懇之 上意、御香奠被下[■]内々にて精進揚の御肴拝領仕候、
- 一、同年 権現様御不例に付、長晟駿府に相詰、度々 御前^江被為 召、御咄など申上候、此時、父長政奉献上候家宝玉堂の茶入を長晟に被下旨、御直に被 仰出候、
- 一、同五^己 未年七月十八日、台徳院様御前近く長晟被為 召、紀州三拾七万四千石を転し、安芸国一円・備後之内八郡、四拾貳万六千石余被下之旨、御直被 仰付也、其後 御座之間^江被為 召、御前近く罷出候之処、父彈正少弼已来、御疎意不被 思召、其上一度御縁辺も有之故、今以 御同前被 思召候、殊広嶋ハ中国の固なれハ、外に被遣候者無之、御心安被 思召候而被 仰付候間、其心得可仕旨、段々 上意有之、
- 一、同八^壬 戌年九月九日、於江戸 御城、御天守台御普請被 仰付、翌年^{〔一五〕} 月廿一日、於 御城、御普請成就之為御褒美、行光御刀被下、御懇之 上意有之、同廿五日、家来七人 御目見仕、拝領物仕、
- 一、寛永三^丙 寅年六月、台徳院様^{〔徳川家光〕} 大猷院様 御上洛、長晟も為供奉上京仕、同八月、於京都長晟被任侍従、
- 一、同四^丁 卯年八月廿六日、嫡子岩松元服被 仰付候節、長晟も登 城仕、御盃頂戴仕、台徳院様々行光御脇差、大猷院様より大左文字御刀拝領仕、
- 一、同九^壬 申年九月三日、於広嶋の城、四十七歳にて病死仕、
- 一、長晟病死仕候段、大猷院様達 上聞、上使酒井讃岐守忠勝を以、御筋目之儀且数年之旧功被 思召出候由、段々 御懇之 上意、御香奠白銀五百枚被下之、
- 一、長晟儀、権現様・台徳院様・大猷院様 御代々御厚恩^{〔一五〕} 懇之儀共数多^{〔一五〕}之由申伝候、長晟在府中、度々

於 御城、御料理・御茶被下、御能拜見、御鷹并御鷹之鳥拜領仕候、台徳院様御代は御秘蔵之御馬度々拜領仕、国元^江御暇被下候節、御時服百・白銀五百枚・御馬拜領仕、国元^江の使者参府・御暇之節、家老^{〔其也〕}外も毎度御目見仕候、長晟江戸到着之節ハ、品川迄 上使有之、

一、姫君様、於江戸御入輿、其後元和三^丁己年三月廿九日江戸 御発輿、紀州^江被成御座、家老浅野左衛門佐御供仕、同四月廿四日和歌山^江御着、同八月十二日御産、松平安芸守光晟出生仕候、御産後御不快之处、台徳院様 御上洛、長晟も上京仕、罷有候付、看病の御暇被下、紀州へ罷帰申候、御医師道三・浅野内膳紀州江被遣^{候也}て御療治仕候得共、同晦日御逝去、台徳院様 上意にて、黒谷方丈紀州へ被遣、御廟所和歌山城内に有之、長晟国替被仰付候節、黒谷、光明寺へ移し申候、於江戸も従公儀浅草西福寺に御位牌御建置、寺領百石御寄附被遊候、

一、松平安芸守光晟ハ但馬守長晟嫡男、元和三^丁己年、紀州於和歌山出生、幼名岩松、元和九^癸亥年、台徳院様・大猷院様 御上洛、岩松七歳にて父但馬守召連上京仕、始而 御目見仕候処、御前近く被為 召、御懇之上意、御手自 御腰物御脇差頂戴、其上御時服拜領仕、

一、寛永四^丁卯年、岩松十一歳にて但馬守召連、始而江戸へ参府仕、品川迄 上使有之、
一、同年八月廿六日、台徳院様・大猷院様於 御前、岩松元服被 仰付、御諱之字・松平之御称号被下、松平安芸守光晟と改、台徳院様・大猷院様 御盃頂戴仕、従 台徳院様政宗御脇差、従 大猷院様当麻御腰物拜領仕、同日、御老中方招請、祝儀の饗心仕、

一、同年暮、台徳院様々土井大炊頭利勝を以、父但馬守^江被 仰出候は、安芸守只今官位可被 仰付候得共、余人と違ひ候故、重而宜敷官位可被 仰付旨 御内意有之、

- 一、同九^壬申年十月廿九日、西之 御丸^江安芸守并家老浅野甲斐・浅野撰津・上田主水・竹本外記・寺西将監被為 召、井伊掃部頭直孝・松平下総守清匡・酒井雅楽頭忠世・土井大炊頭利勝・稲葉丹後守正勝列座にて、父但馬守遺領、無相違被下旨被 仰出、右相濟候而、安芸守弟浅野因幡守長治へ分知仕可然旨 御内意有之、翌晦日、西之 御丸^江浅野因幡守被為 召、安芸守領内にて分知五万石被下之旨被 仰出、
- 一、同年十一月朔日、安芸守・因幡守、継目之御礼并分知御礼申上、安芸守家老^五人御目見仕、右御礼相濟、重而御前^江安芸守・因幡守并家老五人被 召出、但馬守病中間も無之死去仕、御残多被 思召候、安芸守年若^二候間、因幡守無底意申合、御用^二立可申旨 上意、家老共へも 上意有之、
- 一、同月二日、御本丸^江安芸守・因幡守并家老五人被為 召、御老中列座、因幡守^江備後国之内相渡し、三次住居可仕旨被 仰出、其後安芸守 御前^江被 召出、御懇之 上意にて、先年祖父彈正少弼長政献上仕玉堂の御茶入、父但馬守長晟^江被下、其後長晟献上仕候処、此度又被下置旨にて拜領仕、重而安芸守・因幡守并家老五人 御前^江被 召出、安芸守因幡守諸事申合、并家老共仕置等念入可申旨 御懇之 上意有之、
- 一、同月六日、酒井讚岐守忠勝を以、安芸守入国之御暇被下、御時服百・白銀五百枚拜領仕、即日為御礼登 城仕、御馬被下之、因幡守儀も在所^江之御暇被下、家老共も 御目見仕、因幡守并家老共御時服拜領仕、重而安芸守・因幡守并家老五人 御前^江被為 召、仕置之儀其外万事念入申合候様に、御懇之 上意有之、
- 一、同十一^甲戌年、大猷院様御上洛、安芸守儀も在京仕候処、七月十六日、大猷院様 御前近く被 召出、被叙任從四位侍從旨、御直に被 仰出、其外段々 御懇之 上意有之、同日、禁色之差貫之儀、御老中迄相伺ひ候処、達 上聞、着用 御免之旨被 仰出之、
- 一、同十二^乙亥年七月廿七日、大猷院様御養女^(前田)安芸守へ御縁組被 仰付、同年九月

十二日、御城より桜田屋敷^江御婚礼御先達而、春日御局、御供酒并雅楽頭忠世・土井大炊頭利勝、其外高力撰津守忠房・御番中御供也、御輿ハ浅野因幡守長治請取之、御具桶ハ家老浅野甲斐受取、

一、同月十六日、安芸守登城仕、大猷院様御盃頂戴、貞宗御脇差・二字国俊御刀拝領仕、同日、御老中方招請、祝儀の饗応仕、

一、同十四^丁年二月十五日、御城石垣御普請被 仰付、同年八月廿八日、御普請成就^二付、御城^江被為 召、

御懇之 上意、為 御褒美三原御刀拝領仕、同晦日、家来共被為 召、御目見仕、御時服・白銀拝領仕、

一、正保年中、安芸守奉願、東照宮於芸州奉勸請、為御礼家老浅野内蔵允差上候処、御目見仕、御懇之上意有之、堀田加賀守正盛披露、御時服拝領仕、

一、寛文五^乙年十二月廿七日、御城^江被為 召、左少将昇進被 仰付、此時光晟四十九歳、

一、同十二^壬年四月十八日、願之通隠居被 仰付、嫡子弾正大弼綱晟^江、家督無相違被下、

一、同年五月十八日、安芸守隠居之御礼申上候処、御前近く被 召出、病氣に付隠居被 仰付候、心次第に養生仕候様に、御懇之上意被 成下、

一、同月廿八日、御城^江被為 召、芸州^江之御暇被下、御鷹一□・御馬一疋拝領仕、

一、延宝元^癸年九月十八日、嫡孫岩松元服被 仰付候節、安芸守も御礼申上、名紀伊守卜改、

一、同九^己年八月九日、常憲院様御代替、始て芸州^江の御暇被下、於 御前 御懇之上意、□庵墨跡

御掛物・御馬一疋拝領仕、

一、貞享二^乙年十月九日、於二之 御丸に、紀伊守能 常憲院様 上覽被遊、

一、同月十四日、常憲院様御能被遊、拜見被 仰付、此外 常憲院様御代、度々御能拜見、又ハ於 御座之間、御

三、三方御同席にて御仕舞も拝見仕、隱居已後ハ、登 城之節、松平加賀守綱紀前部屋に罷在、參府之時ハ 上使御老中、御暇之節ハ被為 召、御直に被 仰付、御馬被下之、御鷹之鶴・雲雀、隱居之已後迄も被下之、在国之時ハ以 宿繼拝領仕、

一、元禄六癸 四年四月廿三日、七十七歳於芸州病死仕、 常憲院様達 上聞、 上使田村右京大夫宗永を以、 御香

奠白銀三百枚被下之、 御懇之 上意、紀伊守後家・安芸守綱長江被 仰出之、

一、紀伊守光晟妻、 大猷院様御代ハ毎年正月年始為御祝儀、大御奥江登 城、五節句・月次、奥御年寄女中迄女中使差上、尤不時にも文をも差上、其後代々の妻、先例を以年始并五節句・寒暑、奥御年寄女中迄使差上、月次文を以御香差上、代々婚礼の節、妻江白銀・御樽・肴 上使を以被 成下、献上物仕、歳暮御祝儀 上使を以白銀・綿・卷物等拝領仕、寒暑為 御尋、御女中迄奉文を以御菓子又ハ檜御重被下之、 上使を以御鷹之雲雀拝領仕儀も有之、

一、松平弾正大弼綱晟、寛永十四丁 五年四月廿九日、於江戸出生、幼名岩松、出生之節、 上使阿部豊後守忠秋を以、 御懇之 上意、拝領物仕、

一、同十五戊 寅 年正月、母に随ひ大御奥江登 城、二歳にて初而 大猷院様江 御目見仕、段々 御懇之 上意、品々 拝領仕、

一、同十八辛 巳 年正月、岩松五歳之時、母召連登 城仕、 大猷院様於 御前、袴着仕、 御手自上下御着せ被遊被下、 桂昌院様 御手伝被遊候由、其上 御召之御肩衣・御袴、其外品々拝領仕、

一、正保元甲 申 年、岩松八歳、初而御表向登 城、年始御礼申上、

一、承応二癸 巳 年十二月廿一日、岩松登 城仕、 嚴有院様於 御前、元服被 仰付、 御一字・御盃頂戴仕、備前

真守 御腰物拝領仕、被叙四品、彈正大弼綱晟と改、

一、明暦元^{乙未}年四月十二日、於 御前、始而芸州^江之御暇 御直に被 仰出、御時服三十・御馬拝領仕、自是毎年父

光晟[■]交代仕、

一、万治元^{戊戌}年二月廿八日、高田^{（公孫院殿）}様御養女（実九条撰政道房卿女）綱晟^江縁組被 仰出、

一、寛文八^{戊戌}年十二月廿七日、被任侍従、此時綱晟いまた部屋住にて三十二歳、

一、同十二^{壬子}年四月十八日、父安芸守光晟願之通隠居、家督彈正大弼綱晟^江無相違被下置旨 仰出之、

一、同年五月十八日、家督御礼申上候処、御前近く被為 召、安芸守願之通隠居被 仰付、彈正大弼^江家督被 仰出、

御筋目も有之、御心安被 思召候、年若にも候間、精出御奉公可仕旨、御直に 御懇之 上意有之、彈正大弼

難有奉存、御厚恩不奉忘、一筋^二御奉公可申上旨、即日誓詞を以御老中迄申上、此時家老五人 御目見仕、

一、同年十二月中旬夕庖瘡相煩候処、病中為 御尋、上使安藤对馬守重治を以 御懇之 上意有之、嫡子岩松・浅

野因幡守長治^江、病氣様躰具に 御尋有之、

一、同十三^{癸丑}年正月二日、綱晟三十七歳病死仕、其段達 上聞、上使板倉内膳正重矩を以、御懇之 上意、紀

伊守光晟妻・彈正大弼後家^江も 上意有之、

一、同月十日、上使酒井日向守忠能を以、御香奠白銀三百枚被下之、

一、綱晟部屋住之内、毎度 上使を以 御鷹之雁二拝領仕、任官以前も 御鷹之雲雀拝領仕、

一、松平安芸守綱長ハ彈正大弼綱晟嫡男、万治二^{己亥}年九月廿九日、於江戸出生、幼名岩松、十二歳之時、寛文十^{庚戌}

年四月廿二日、始而 嚴有院様 御目見仕、

- 一、同十三^癸年二月廿五日、岩松 御城^江被為 召、父彈正大弼遺領、無相違被下之旨、被 仰付、
- 一、同年三月九日、繼目御礼申上、并家老五人 御目見仕、
- 一、同年九月十八日、岩松 御城^江被為 召、 殿有院様於 御前元服被 仰付、 御一字・ 御盃頂戴仕、備前正恒 御腰物拜領仕、安芸守綱長と改、祖父紀伊守光晟例を以、此時官位ハ不被 仰付、
- 一、同月廿三日、 上使稲葉美濃守正則を以、初而入国之御暇被下、御時服五十・白銀五百枚拜領仕、同廿五日、為御礼登 城仕候処、於 御前 御懇之 上意、御馬拜領仕、
- 一、同年十一月廿八日、安芸守着国、為御礼使者家老浅野甲斐差上候処、 御目見仕、御時服拜領仕、
- 一、延宝二^甲年十二月廿七日、安芸守被為 召、初官從四位侍從被 仰付之、此時十六歲、
- 一、同三^乙年五月八日、祖父紀伊守光晟 御城^江被為 召、尾張中納言綱誠卿女安芸守^江縁組被 仰付之、
- 一、天和元^辛年四月十四日、 常憲院様 御代替初而 上使板倉内膳正重矩を以、帰国之御暇被 仰出、御時服・白銀如例被下之、為御礼登 城仕候処、於 御前 御懇之 上意、備前助真御刀・御馬拜領仕、
- 一、元禄九^丙年八月六日、於 御座之間、安芸守能 常憲院様 上覽被遊、檜御重拜領仕、
- 一、同十^丁年三月廿六日、安芸守被為 召、於 御座之間 常憲院様 御能被遊、拜見仕、
- 一、同年八月六日、安芸守在国、御老中方 御奉書を以、作州津山城在番被 仰付、家老浅野伊織・沖権大夫（後、浅野帶刀卜改）其外番頭已下侍共差遣し、翌年五月迄相勤、
- 一、同十一^戊年 寅年、安芸守被為 召、東叡山 常憲院様 御異屋并御本坊御普請御手伝被 仰付之、
- 一、同十二^己年三月九日、御普請成就に付、 御城^江被為 召、於 御前 御懇之 上意、為御褒美延寿国資御刀、常憲院様 御手自拜領仕、翌十日、家老浅野甲斐已下家来十二人、於 御^城、御時服・白銀拜領仕、

- 一、同十三^{庚辰}年七月中旬、安芸守祖母自昌院病氣達 上聞、上使夏目台左衛門を以、様躰之儀具^二 御尋有之、
- 一、同月廿七日、自昌院病死達 上聞、翌廿八日、上使田村右京大夫宗永を以、御香奠白銀三百枚被下之、
- 一、宝永五^{戊子}年正月、於国元病氣不相^{備也}、御医師之儀奉願、橘隆庵被遣、嫡子備後守吉長看病之御暇被下、宿繼御奉書を以、病氣 御尋被遊、
- 一、同年二月十一日、五十歳にて於芸州病死仕、常憲院様達 上聞、同廿二日、上使板倉周防守重冬を以、御香奠白銀三百枚被下之、
- 一、常憲院様 御代、度々 御講釈拜聴、御能・御仕舞拜見仕、御祝儀 御能之節、每度見物被 仰付、
- 一、御鷹之鶴・同鶴拜領仕、
- 一、東叡山増上寺山王火之御番、度々相勤之、
- 一、松平安芸守吉長ハ先安芸守綱長嫡子、天和元^{辛酉}年七月朔日、於江戸出生、幼名岩松、元禄元^{戊辰}年六月十八日、岩松八歳之時、始而登 城、常憲院様^江 御目見仕、
- 一、同三^{庚午}年八月十二日、日光山 東照宮 御宮 御修覆出来 御祝儀之節、登 城 御目見仕、常憲院様御能拜見仕、
- 一、同五^{壬申}年六月廿七日、松平加賀守綱紀女、岩松^江縁組仕、
- 一、元禄八^{乙亥}年十二月四日、登 城、常憲院様於 御前、元服被 仰付、御一字・御盃頂戴、備前長光 御腰物拜領仕、被叙四品、備後守吉長卜改、
- 一、同十^{丁丑}年八月十日、於 御座之間、備後守能 常憲院様 上覽被遊、檜御重拜領仕、

- 一、同年十月十二日、於 御座之間、常憲院様 御能被遊、拜見仕、
- 一、同十一^{戊寅}年、常憲院様、尾張中納言綱誠卿^江 御成之節、御勝手^江相詰 御講釈拜聴、御仕舞拜見仕、
- 一、同十二^{乙卯}年十一月廿一日、加賀宰相綱紀養女、備後守吉長^江 婚礼相調、翌廿二日 上使、妻女拝領物仕、御台様・桂昌院様^江も拝領物仕、
- 一、同十五^{壬午}年四月廿六日、加賀宰相綱紀^江 御成之節、御勝手^江相詰 御講釈拜聴、御仕舞拜見仕、備後守仕舞 上覽被遊、
- 一、宝永元^{甲申}年四月廿九日、安芸守・備後守登 城、於 御前、安芸守願之通、備後守国元^江 御暇被下 上意有之、御時服三十拝領仕、於 御前、御馬被下旨 御直に被 仰付、
- 一、同五^{戊子}年閏正月廿九日、父安芸守病氣^二付、為看病国元^江 御暇、願之通被 仰出、罷越、於海上病死之段相聞、直に江戸^江 罷帰、朦中為 御尋、御老中奉書信州次原之駄において相達、
- 一、同年三月廿六日、父綱長遺領、無相違被下旨、被 仰出、
- 一、同年四月廿八日、継目御礼申上、上意有之、并家老五人、浅野甲斐・上田主水・浅野帶刀・谷崎主殿・浅野権大夫 御目見仕、
- 一、同年八月十三日、家督為祝儀、御老中相招、饗応仕、
- 一、同年十一月朔日、名安芸守卜改、
- 一、同年十二月十八日、登 城、被任侍從旨被 仰出、
- 一、同六^{己丑}年四月十二日、上使本多伯耆守正永を以、^(徳川家宣) 文照院様 御代替、初而国元^江 御暇被 仰出、御時服五十・白銀五百枚拝領仕、翌十三日、為御礼登 城、御目見仕、於 御前 御懇之上意、備前則包御刀・御馬

拜領仕、着国為御礼、家老浅野甲斐差上候処、御目見仕、御時服拜領仕、

一、同七^{庚寅}年三月、為參勤城州伏見迄上着候処、同月十六日之奉書、同所^江同廿一日相達、江戸御城内吹上代官

町御普請御手伝被 仰付、参府之上相勤、成就^二付、同年十月十五日、於御前御懇之上意、御時服三十拜

領仕、同月廿五日、右御用相勤候家来、家老上田主水已下拾三人、御城^江被為 召、御銀・御時服等頂戴仕、

一、同年閏八月廿七日、御城^江被為 召、赤坂屋敷再被下置旨被 仰付、

一、同年九月廿八日、弟松平民部長賢（後宮内少輔卜改）初而 御目見被 仰付、

一、同八^{辛卯}年三月五日、文照院様將軍 宣下為御祝儀、御老中招請仕、

一、正徳二^{壬辰}年四月十九日、文照院様 御代替領知之 御判物被下之、安芸守在国仕^三付、為名代松平右近將監

義賢登 城、於御前頂戴仕、右御礼国許より家老浅野内膳を以申上候処、使者御時服拜領仕、

一、同三^{癸巳}年四月十五日、有章院様將軍 宣下為御祝儀、於御城御能見物被 仰付、

一、同月十六日、上使秋元但馬守喬朝を以、有章院様 御代替初而国元^江御暇被下、如例品々拜領仕、同日為御

礼登 城仕候処、御目見仕、於御前、青江貞次御刀・御馬拜領仕、着国御礼、家老上田主水を以申上候処、

御時服拜領仕、

一、同四^{甲午}年八月十九日、有章院様將軍 宣下為御祝儀、御老中招請仕、

一、享保元^{丙申}年九月十一日、公方様將軍 宣下為御祝儀、於御城 御能見物被 仰付、

一、同年十一月六日、右（為脱カ）御祝儀、御老中招請仕、

一、同二^{丁酉}年正月廿二日、本郷辺分出火、段々及大火候^二付、奉書を以、増火消被 仰付、大名小路辺又一橋御門

外所々相防、依之同月廿七日、御城^江被為 召、御懇之上意有之、

一、同年四月十三日、上使井上河内守正岑を以、当 御代初而国元^江御暇被下、如例品々拜領仕、同十五日、為御礼登 城、御目見仕、於 御前、備前近景御刀・御馬拜領仕、着国御礼、家老浅野豊前を以申上候処、御時服拜領仕、

一、同年九月十二日、領知之 御判物被下之、安芸守在国仕^二付、為名代弟松平兵部少輔長賢登 城、於 御前頂戴仕、右御礼、家老上田備前を以申上候処、御時服拜領仕、

一、同三^戊年十二月十一日、東叡山境内靈山院出火、兼而火之御番就被 仰付置候、早速馳付、消留之、依之同月十五日、月次御礼已後、於 御白書院御縁輪、御懇之 上意有之、

一、同四^己年三月十五日、所持之馬尅疋黒献上仕、

一、同年五月十日、在国仕付、為名代弟松平兵部少輔長賢被為 召、浅野又六郎長経病死、幼少跡目無之^三付、右領知、本家^江御戻し被下段被 仰出、右御礼、家老浅野外記を以申上る、

一、同年十月廿五日、為名代弟松平兵部少輔長賢 御城^江被為 召、浅野又六郎弟浅野主鈴長寔^江奉願候通、分知 五万石可遣旨被 仰出、

一、同五^庚年六月廿一日、御城^江被為 召、浅野主鈴長寔病死、幼少跡目無之^二付、右領知 御戻し被下旨被 仰出、

一、同年七月十九日、上使宮崎七郎右衛門を以、御鷹之雲雀始而拜領仕、

一、同年十二月七日、上使石丸数馬を以、御鷹之雁^二始而拜領仕、

一、同七^壬年四月廿五日、兼而 御尋之書籍類聚国史式冊、水野和泉守忠之迄差出、献上仕、

一、同年十二月十八日、所持之書籍芸備国郡志壹冊、水野和泉守忠之迄差出、献上仕、

一、同八^癸年二月十六日、芸州嚴嶋社宝源義家・平重盛両将甲冑の絵図并紙形、兼而 御内意、林大学頭信充に談、

今日信充迄差出、献上候処、同月廿八日、月次御礼已後、於 御白書院、右甲冑紙形・絵図、叮嚀に仕差上候段、御誓之 上意有之、

一、同九^甲辰年五月九日、水野和泉守忠之 (徳川家忠) 長福様 御召馬之儀、内意有之、同月十六日、所持之馬香毛・鹿毛兩疋献上仕、

一、同十^乙巳年、在国仕候処、正月廿五日、宿繼を以 御鷹之鶴拝領仕、二月四日到着、頂戴仕、

一、同十一^丙午年九月朔日、嫡子岩松十歳、始而登 城、御目見仕、上意有之、

一、同十三^戌申年九月十五日、上使松平左近将監を以、国元^(徳川家重)之御暇被 仰出、同日従 大納言様始而 上使安藤対馬守信友を以、縮酒拾卷拝領仕、

一、同年九月廿二日、江戸発足仕、 日光山 社参仕、

一、同十五^庚戌年、安芸守吉長并弟宮内少輔長賢 御城^江被為 召、宮内少輔^江蔵米三万石内分之儀、願之通被 仰出、

一、同年九月廿九日、安芸守吉長妻病死^二付、同十月二日、嫡子岩松^江 上使松平玄蕃頭忠暎を以、御懇之 上意有之、安芸守儀ハ江戸発足以後故、道中迄御老中連名之奉書を以 御尋有之、

一、同十六^辛亥年、在国仕候処、正月廿八日、宿繼を以 御鷹之鶴拝領仕、二月八日到着、頂戴仕、

一、同年四月十五日、江戸桜田屋敷類焼^二付、同十八日、為 御尋、御老中連名之奉書、宿繼を以、同廿八日到着仕、

一、同年十一月廿三日、嫡子岩松被為 召、登 城仕、於 御黒書院、御目見仕、於 御前元服被 仰付、御一字・御折紙・御盃頂戴、保昌五郎 御刀拝領仕、被叙四品、松平刑部太輔宗恒卜改、此時十五歳、

一、同十七^壬子年九月廿八日、月次御礼已後、西国・四国・中国筋、今年稻毛虫付夥敷損亡格別之事故、拝借金被 仰付旨、御書付を以被 仰出、同十一月廿三日、拝借金貳万兩渡被下、

- 一、同年十二月廿二日、安芸守吉長 御城^江被為 召、少将昇進被 仰付、此時吉長五十二歳、
 一、右之外、御祝儀 御能之節、毎度見物被 仰付、 御鷹之雁・雲雀、度々拝領仕、
 一、東叡山増上寺火之御番、毎度相勤之、

以上、本書乾

以下、同 坤

- 一、享保十七子年五月二日、宗恒袖留之届書、小野次郎右衛門を以、今朝月番酒井讚岐守殿^(忠音)差出候処、伺之通、袖留候様^ニと同日夕被 仰出、

一、同年閏五月三日、宮内少輔長賢悴生出、今日七夜^ニ付、鍋次郎と名附ク、

一、同年九月廿八日、月次御礼已後、西国・四国・中国筋、今年稲毛虫付損亡^ニ付而、金貳万両渡被下、

一、享保十七年十二月十日夜五時比、赤坂屋敷之風呂^ノ失火、屋形廻り焼失、長屋ハ別条無之、大沢之町^江飛火、少々類焼、右^ニ付、差扣之儀届書差出候処、遠慮仕候様^ニと被 仰出、同十二日、夫^ニ不及旨、松平左近将監殿^ノ留守居呼^ニ来、書付被相渡、

一、同年十二月廿二日、吉長 御城^江被為 召、少将昇進被 仰出（于時五十二歳）、

一、同十八年丑正月廿日、広嶋松川町出火相届ル、

一、同年四月廿八日、充姫末年若^ニ付、再縁も仕せ度、依之森伊勢守方^(政房)へ及□談、

一、此方^江引取候段、届書差出ス、

- 一、同年五月六日、宗恒半元服仕、
 - 一、同年六月十八日、広寫芽屋町出火^二付、其段相届ル、
 - 一、同年十一月廿四日、宗恒始而雁拜領仕、
 - 一、同年十二月十二日、伝正院殿元禄年中檢地奉行被勤候節之旧記等、吟味候得共、不相見段、今日寛播磨守^江届書、^{留守居}野天直之丞^二為持差出ス、
 - 一、同年十二月廿七日、宗恒始而雁拜領^二付、御礼使者広嶋分井上五郎兵衛差出ス、
 - 一、同十九年寅四月廿二日、宗恒前髮執、
 - 一、同年十月廿二日、充姫、川鱒中將方^江再縁、願之通被 仰出、
 - 一、同廿年卯九月、徳川刑部卿殿^二、宗恒名差合候故相同、伊勢守卜相改、
 - 一、同年九月廿五日、利根姫様御入輿^二付、御懸盤献上之儀、松平伊豆守殿^江留守居罷越、相尋候処、明朝差上候様^二と指図有之、
- 本 二二三一通り熨斗□
- 右^二付而、同廿七日奉書出ル、
 - 一、同年十二月六日、宿繼奉書を以、鶴拜領仕、
 - 一、同廿一年辰正月、宗恒疱瘡相煩、
 - 一、同年九月廿五日、御用之儀候間、四時登 城候様^二と、前日御老中方分奉書来、登 城候処、宗恒縁組、願之通被 仰出(加賀宰相^{前田}吉徳女喜代姫)、
 - 一、元文二年巳五月廿二日、於 西御丸 若君御誕生、右^二付而、為御歡使者、^{番頭}田中治兵衛差出ス、

一、同年閏十一月十八日、浅野主殿事、中川内膳正^江養子届書差出ス、同廿五日、願之通被 仰出、

一、同三年午正月廿一日、吉長有馬入湯願書差出ス、同■日、願之通被 仰出、

一、同年八月廿八日、竹千代様御誕生御祝儀、御老中方招請仕、

一、同四年未正月十二日、吉長^江御用候間、今日登 城候様^二と申来、罷出候処、於 御前、尾張殿^江之申渡御用被

仰付、直^三尾張殿^江罷越、右御用濟、直^二又登 城仕、尾張宗春卿隠居被 仰付候御用也、同道松平^{頼貞}大學頭・松平

^(頼幸)
播磨守、

一、同年五月八日、備後三上郡庄原、当四月出火、今日届書差出ス(家数式百拾軒也)、

一、同年六月廿一日、細井左次右衛門^{留守居}佐藤彦兵衛呼^二来、罷越候処、松平左近将監殿被相渡候由にて、左之書

付渡し被申候、

松平安芸守弟、宝永七寅年、当宮内少輔始而 御目見之時^分松平民部と申候、其節^分松平名乗候儀、其節同等も

有之候哉否哉、承度事、

右^二付しらへ、書付左之通差出ス、

私弟民部儀、当年十八歳罷成候、御序之節、 御目見被 仰付、被下様奉願候、以上、

九月廿五日 松平安芸守

私弟民部名乗、松平を名乗せ申度奉願候、此段可然様奉願候、以上、

九月廿五日

右之通相願候処、同廿八日、 御目見被 仰付■登 城候様^二と御老中方^分奉書来、尤諸事先格之通と被 仰出、

但、延宝九年二月、綱長弟大助初而 御目見仕せ、松平名乗候儀相同、其通相成候例を以申達、尤大助者浅野土

佐守事也、後式部少輔養子^二罷越、浅野を名乗候事、

一、元文四年未七月廿三日、上田主水^{江分部}和泉守妹縁組之儀届書、松平伊豆守殿^江差出ス、

一、同年八月朔日、部屋住にて松平を名乗候儀、松平左近将監殿^二尋^三付、左之趣書付^三而差出ス、

一、御称号之儀、当安芸守曾祖父光晟、寛永四^丁卯年八月廿六日拝領仕候節、台徳院様・大猷院様於 御前

元服、從 大猷院様光之 御一字・御折紙頂戴、此度官位ハ不被 仰出、無官にて安芸守と申候、于時十一

歳、夫迄ハ浅野岩松と申候、其後寛永十一^丙戌年七月十六日、大猷院様御上洛之節、御供仕、於京都、

初官從四位下侍從被 仰付候、

一、祖父彈正大弼綱晟、承応^二癸巳年十二月廿一日、嚴有院様於 御前元服、綱之御一字被下、四品被 仰

付候、夫迄ハ松平岩松と申候、于時十七歳、其後寛文八^戊甲年十二月廿七日、部屋之内侍從^二被^三 仰付候、

一、父安芸守綱長、寛文十三^癸丑年九月十八日、嚴有院様於 御前元服被 仰付、綱之御一字拝領、此時官

位不被 仰付、祖父光晟旧例を以、無官にて安芸守と申候、夫迄ハ松平岩松と申候、于時十五歳、延宝^一甲寅

年十二月廿七日、侍從被 仰付候、

右之通、曾祖父安芸守御称号被下置候已後、度々不相同、嫡子幼少^レ代々名乗来候、

一、同年八月七日、高宮郡可部町出火、其段相届ケル、

一、元文四年未九月十一日、利根姫様御七夜^二付、献上物 御本丸^江、留守居 福永助左衛門持参仕、

一、同年十一月朔日、竹千代様御髮置御祝儀差上ル、

一、同五年申三月廿三日、備後三次五日市出火、其段相届ケル、

一、同年閏七月十三日、永田馬場村上左衛門屋敷と今井屋敷、相对替之儀、大嶋織部を以、月番本多中務^一忠良殿^江書

付差出ス、同八月十六日、願調、

- 一、同年七月廿八日、吉長、宗恒生レ年之事、林大学^(信光)頭^ヲ尋来、津村惣左衛門を以書付遣ス、
 - 一、同年十月晦日、先達而相願候村上左衛門と向屋敷との間^ニ袋道有之所、預り道仕度旨相願、其通り相調、
 - 一、同六年酉正月廿二日、竹千代様御袴着御祝儀^ニ付、両御丸^江出仕、
 - 一、同年三月三日、改元、
 - 一、同年四月、宗恒婚礼、
 - 一、同年九月廿五日、御転任・御兼任、御元服^ニ付、広嶋^ヲ御歎使者松浦百右衛門差出ス、
 - 一、寛保二年戊正月五日、赤坂屋敷類焼、
 - 一、同年正月廿日、宿繼鶴拜領^ニ付、御礼使者浅野要人差出ス、
 - 一、同年五月四日、此度御吉事^ニ付、御老中方招請仕、
 - 一、同年九月廿三日、吉長永々病氣全快、依之月代仕、折々下屋敷^江罷越試度旨、大嶋織部を以相伺候処、其通り相調、
 - 一、同年十一月十五日、病後之御礼申上ル、
 - 一、同年十一月廿八日、宮内少輔[□]服、鍋次郎十一歳、丈夫^ニ候故、宮内少輔嫡子仕[■]段相届ル、
 - 一、同年十二月十九日、四ツ谷辺^ニ分火、青山程近故、人数差出相防候儀^ニ付、留守居呼^ニ来、松平左近将監殿にて、
- 左之書付被相渡、

松平安芸守

井上河内守

青山伯耆守

右、去ル十五日四ツ谷辺分出火之節、人数被差出、風も有之候処、消防大火■不及一段之事情、

一、寛保三年亥正月十九日、増上寺境内出火^ニ付、人数差出候、尤廟所^ニ付、出馬不仕段、月番^江相届ル、

一、同年正月廿六日、兼而増上寺火之御番相勤候処、去年大病後、馬上も難成^ニ付、大躰ハ人数計差出、罷出候ほと
の時者、伊勢守差出度旨相同、其通り相成、

一、同年四月九日、吉長居判改候旨、月番^江書付出ス、

一、同年十二月廿七日、公方様来年御本卦^ニ付、山王并於国元御祈禱申上、御札差上度旨、月番^江相同候処、当

御代御厄年之節之通^ニ可仕旨、指図有之、

一、延享元年子年、上野火之御番、松平阿波守殿代^(蜂須賀宗親)被 仰付候旨、奉書にて被 仰付、

一、同年四月廿二日、宗恒入部之御暇願書、大嶋織部を以、月番土岐丹後守殿^(頼松)差出ス、

一、同年五月朔日、宗恒御暇被 仰出、公方様・^(徳川家重)右大將様分拝領物仕、

一、同年当四月廿八日、松平左近將監殿分被尋候ハ、長晟十余歳にして 権現様御側^ニ有之、小姓組の頭となり、

采地三千石を給るのよし、其年月并何歳と申儀可書出との事^ニ付、段々旧記吟味候処、年月年齢ハ相知不申段、六月十五日相届ル、

一、延享元年子九月廿四日、宮内少輔長賢病氣及大切候付、鍋次郎相続之趣、願書差出ス、

一、同年十月卅日、当八月十日安芸・備後風雨洪水、所々損亡之趣、相届ル、

一、同年十一月四日、宗恒来年参府時節之儀、吉長分相同候処、来年三月中参府候様^ニと被 仰出、

一、同年十一月十日、宮内少輔初而 御目見申上候節、相願、松平を相名乗候^ニ付、鍋次郎■同分跡式被 仰付候ハ、

右御礼申上候節分松平を名乗申度旨、相願候処、願之通可改旨被 仰出、

- 一、同年十一月十九日、吉長相願候通、宮内少輔家とく、鍋次郎江無相違被 仰付、但鍋次郎名代仙石越政前守江相願、
- 一、右二付、鍋次郎儀玄蕃と改、名乗長喬卜附、
- 一、延享元年子十二月朔日、玄蕃家督御礼申上ル、尤名代使者越前守登 城、
- 一、同二年丑二月十五日、吉長登 城候処、西御丸にて 御男子御誕生被成候旨、大御目付石■土佐守被申聞、
- 一、同年三月七日、今度紅葉山八講御執行之處、吉長病所有之、予参得不相勤旨、相断ル、
- 一、同年四月十九日、此方火之御番代り、又松平阿波守殿江被 仰付、
- 一、同年四月廿一日、吉長発足、東海道旅行、
- 一、同年九月廿日、故宮内少輔娘能姫養女二仕、追而縁組之儀奉願度旨、相届ル、
- 一、此度 御代替二付、十月二日御祝儀使者年寄役久保田図書相務ル、
- 一、同年十二月十日■日、能姫事、小笠原右近将監嫡子伊予守小笠原忠經縁組之儀、願書差出ス、
- 一、同年閏■十二日三日、宗恒登 城、能姫縁組、吉長願之通被 仰出候旨、酒■庄雅楽頭殿被申渡、
- 一、延享三寅年四月四日、吉長参府、
- 一、同年四月廿二日、御判物写、秋元撰津守涼朝江、久保田図書を以差出ス、
- 一、同年九月二日、將軍 宣下御祝儀、御老中方招請仕、尤酒井雅楽頭殿・西尾隱岐守殿忠尚被参、
- 一、同年十月十一日、登 城、御刺物頂戴仕、
- 一、同年十月廿三日、紅葉山御手水鉢修覆仕済、
- 一、同四卯年三月十日、諏訪忠林因幡守方出火、上屋舖屋形廻り不残類焼、右二付、翌十一日、為 御尋、建部伝右衛門
- を赤坂屋敷江被下候付、為御礼、御老中■相訪ル、

- 一、同年四月朔日、吉長登 城候処、居残候様^ニとの事にて、於御白書院、御老中方列座、来度朝鮮国^ニ信使来礼^ニ付而、何角享保四年之通心得候様^ニとの書付、酒井雅楽頭殿被申渡、
- 一、同年四月廿一日、江戸出足、木曾路旅行、
- 一、同年十一月十一日、御即位濟候、御歡使者差出ス、
- 一、同年十一月廿二日、玄蕃十六歳候得共、今年ハ、御目見願延引仕候段、相届ル、
- 一、延享五年辰四月十六日、浅草東本願寺近辺又者下谷柳原外、出火と見受候ハ、藤堂和泉守屋舖前^江人数差出候様^ニとの事、月番^江留守居^江書付被相渡、
- 一、同年四月晦日、有章院様三十三回御忌御香典銀、五月朔日献上、
- 一、同年七月十八日、登 城、年号寛延と改り候旨被 仰出、
- 一、同年閏十月朔日、此度朝鮮人領分通り候節、馳走念入候由、其段 御耳^ニも達「^江番^江留守居呼^ニ来被相渡、
- 一、同^年閏十月^日、当九月三日領分風雨損亡之趣、相届ル、
- 一、寛延二年巳二月七日、^{女番事}舍人 御目見之儀、小笠原縫殿助を以、願書月番本多伯耆守殿^江差出ス、
- 一、同年二月十五日、舍人登 城、御目見申上、同道仙石越前守、但舍人儀、五節句・月次登 城之儀相願候処、其通り被 仰出、
- 一、同年六月十三日、舍人儀、桜田組火消被 仰付、依之吉長^江飛札にて御礼申上ル、
- 一、同年七月十六日、六月廿六日ノ日付にて、宗恒来年帰国之刻、木曾路旅行之儀願書、^{百番カ}松平右近将監殿^江差出候処、同日夕、勝手次第之旨被 仰出、
- 一、同年十月廿三日、吉長来年参府之節、木曾路罷越度旨相願候処、先此度者無用と被 仰出、

- 一、同年十二月九日、宿繼以、奉書・鶴拜領仕、
- 一、同十二月十八日、宗恒被任侍従、
- 一、同十二月廿日、舍人叙爵、名兵部少輔と改、
- 一、同十二月廿八日、侍従御礼申上ル、吉長名代中川修理大夫登城、
- 一、寛延三年正月廿日、宗恒之奥方病死、
- 一、同二月十一日、兵部少輔儀、勸修寺宮御馳走御用被仰付、
- 一、吉長四月四日参府（吉長当年七十歳）、
- 一、同四月廿日、大猷院様御百年忌^二付、上野^江御香典献ス、
- 一、同廿三日、御老中方（以奉書）、上野火之番細川越^{（重賢）}中守殿代り被仰付、
- 一、五月九日、此度宗恒帰国之節、於京都、正清院殿墓前^江参詣之儀願候処、其通り仕候様^二と被仰出、
- 一、同十五日、「^一」帰国之節、木曾路之事相同候処、勝手次第と御差図有之、
- 一、同十八日、宗「^一」正月、
- 一、同七月廿三日、上使大久保喜六郎を以、雲雀拜領仕、
- 一、九月五日、吉長 御城内杖用申度旨、相同候処、其通り可仕由被仰出、
- 一、領分人数帖、九月十九日差出ス、
- 一、十月四日、此度 大猷院様御法事相済候付、御能有之、今日登城、見物仕、
- 一、十月十七日、上使木下内匠を以、雁拜領仕、
- 一、寛延四未年、河鱗宰相輝季、日光^江例幣使^二被相越候付、私宅^江立寄対「^一」処、其通りと被仰出（三月七日）、

四月十九日被参、

一、三月十二日、宗恒参府、

一、吉長病所も有之^二付御暇、上使之節、請引難成相伺「^一」^{〔憲〕}恒名代にて相済、

一、四月廿六日、吉長発足、

一、五月二日、大納言様〈家治公〉御袖留、

一、六月廿日、大御所様〈吉宗公〉御他界、右^二付、使者^{番頭}「^一」兵衛儀、国元^分差出ス、

一、宝曆二申年、吉長於国元病氣^{〔憲〕}相勝儀、正月十三日、宗恒^分届仕ル、

一、^{〔憲〕}月、^{〔德川吉宗〕}有徳院様御靈前^{〔江〕}銅燈籠献上^二付、銘書左之通書調、尤印者堀七左衛門、

奉献 銅燈籠 両基 肩書也

有徳院殿 尊前 安芸・備後両国主

寛延四^辛未^辛年六月廿日 從四位下左近衛権少将兼安芸守源朝臣吉長

一、吉長病氣不相勝候付、宗恒看病御暇願并望月三英・森雲積^{〔江〕}両医国元^江相招度旨願書 正月廿一日差出ス、即日願

之通被 仰出、同晩宗恒出立、

一、正月廿二日、左之通願書、兵部少輔名代にて差出ス、

私儀、病氣^{〔憲〕}相勝、以之外重キ容躰罷成候、若死去仕候者、同姓伊勢守「^一」^{〔三〕}三十六歳罷成申候、跡式無相

違被下置候様、奉願候、以上、

正月十二日

松平安芸守〈無印也〉

一、吉長不幸之事、藤^{〔憲〕}宗恒^{〔憲〕}聞て、正月廿二日晚、帰府仕、其段相届ル、

一、死去届、名代中川修理大夫を以差出ス、

松平安芸守、於国元病気養生不相叶、去ル十三日亥刻死去仕候旨、唯今以使者申越候、此段御届申上候、以上、

正月廿三日

中川修理大夫

一、同廿六日、上使御奏者也金森兵部少輔被参、御香典白銀三拾枚拜領仕、

一、三月七日、老中堀田相模守殿、宅二前家督無相違被下之旨、被申渡、

註

(1) 著者はこれを慶長四年(一五九九)のものとして収録したようだが、内容からみて同七年のものとした。まず文書の全文を提示する。

尚々朝暮御床敷存計候、将又内府と被仰通候由、満足此事^二候、以上、

今度者早々示給、快然此事^二候、今度内府上洛之儀^三候間、可為御上候、差事無之候得共、令啓候、此中霜台逗留^二付而、
昼夜咄申候、希事も候ハ、追而可申述候条、不詳候、恐々謹言、

二月五日 御名乗御判

浅野左京大夫殿

慶長四年二月五日、家康は伏見にいたことが『舜旧記』により確認できる。よって「内府上洛」との整合性がつきそうに一見思えるが、家康は前月中からすでに伏見に滞在していたのである(『言経卿記』)。また「此中霜台逗留」とあるのもおかしい。霜台すなわち長政が秀忠のもとに逗留しているというが、この時期、家康は秀吉の遺命を破ったとして他の「四老」・「五奉行」と対立していた。事態は収束に向かってはいたものの、完全に収まるのは二月十二日に双方が起請文を交わして以降である。長政は家康と親しい関係にあったが、立場上、前田利家や石田三成らと歩調を合わせていたから、秀忠と同所において「昼も夜も話しをしている」というのはありえそうにない。

そうなると、別の年次を考えるべきだが、家康の行動をみると、やはり慶長七年の可能性が高い。同年、家康は一月十九

日に江戸を出立し、二月十四日に伏見に到着しているのである（藤井讓治編『織豊期主要人物居所集成』、思文閣出版、二〇一一年）。

ちなみに同日付の秀忠文書は、『黒田家文書』にもみえる。

当春之祝詞珍重候、今度内府上洛之事候、定而御上候而可為対顔と令察候、指事無之候へ共、啓達候、猶重而可申送候、恐々謹言、

二月五日 秀忠（花押）

魚印
如水

（2）内容の類似性は明らかだが、『黒田家文書』ではこれを慶長七年のものとしている。その見解に従うべきであろう。中村孝也氏『新訂徳川家康文書の研究』中巻、日本学術振興会、一九八〇年。